

アメリカの高圧的対外経済政策の展開（その2）

現代アメリカの経済政策と産業空洞化（VIII）

小松 聡

The Development of American Foreign Economic Policy
American Economic Policies and the Industrial Hollowing (VIII)

KOMATSU Satoshi

- | | |
|---|---|
| <p>第一章 高圧的経済政策の展開
（『筑波大経済学論集』第三三号）</p> <p>第二章 アメリカ産業の空洞化
（同、第三四号、第三五号）</p> <p>第三章 内需主導型経済発展の限界
（同、第三七号）</p> <p>第四章 経済政策の転換 蓄積構造の変化
第一節 財政政策 O B R A政策の展開
（本誌 第三集）</p> <p>第二節 財政動向の実態
（同、第四集）</p> <p>第三節 高圧的対外経済政策の強行
1 概観</p> | <p>2 後期レーガン政権の対外経済政策と301条
「新通商政策」宣言と301条（同、第五集）
301条の運用と日米MOSS協議</p> <p>3 ブッシュ政権の対外経済政策
「八八年包括通商法」とスーパー301条
日米S I I交渉
内需拡大要求</p> <p>4 クリントン政権の対外経済政策
「日本異質論」の意味（以上本号）</p> <p>5 九〇年代アメリカの経済構造
外需依存型経済発展の限度</p> |
|---|---|
- （補）アメリカ産業の動向
結び ポスト・アメリカ資本主義時代へ

2 後期レーガン政権の対外経済政策と301条

301条の運用と日米MOSS協議

先にみたように七四年通商法301条は、アメリカが貿易相手国から一方的に譲許を引出すいわば「ヤラズブツタクリ」の強力な通商政策手段であり、明らかにGATTの「互惠・無差別・多国主義」原則に抵触する⁽²⁾。にもかかわらず、その非難を押さえ、他国の制肘を拒絶できる実力を備えた超大国アメリカのみが行しうる強力な「力の法」であった。そこで、後期レーガン政権が内需主導型から輸出・外需拡大志向型へ政策重点を転換したときに、外国の市場開放強制のための最有力手段としてその301条の積極的活用に踏み切ったこと、そして301条の運用と国際通貨ドル引下げ操作を重要な対外経済政策として追求する立場を、アメリカ大統領が八五年九月の「新通商政策」宣言及び「プラザ合意」で鮮明したのは前述したとおりである。

(22) 国際法学者の石黒一憲氏も、アメリカ通商法301条は「特定国だけを差別するのだから、最惠国待遇違反にもなる……勝手に報復関税をかければ、交渉の結果として決まった関税率をフィックスさせるための条項にも反する」⁽²³⁾。GATT(WTO)上各締約国に与えられた手続的権利をも侵害している。「ゲームの理論」の援用等で「通商法301条の正しさは、既に経済学や国際政治学によって、学問的にも証拠立てられている」という説は全くの「誤解」であると断定している(石黒一憲『国際摩擦と法』ちくま新書、一九九四年、一八九―一九一頁)。

事実301条調査開始件数は、「八五年新通商政策」宣言前後を境に急増し、八〇―八四年間に合計一七件、年平均三件であったのが、八五年に五件、八六年六件、八七年四件、八八年八件、八九年九件、八五―八九年間に計三二件、年平均六件へ一気に倍増し

第44表 301条調査開始件数 (1980～89年)

	調査件数	うち職権調査
1980	-	-
81	5	-
82	5	-
83	4	-
84	3	-
(80～84)	(17)	(-)
85	5	4
86	6	5
87	4	1
88	8	-
89	9 ⁽¹⁾	7
(85～89)	(32)	(17)

(1) うち6件はスーパー301条。

(出所) 通産省『不公正貿易報告書1996年版』、268頁より。

ている(第44表参照、ただし八九年は後継のプッシュ政権期)。しかもこのうち、それ以前には一件もなかったUSTR(通商代表部)による政府職権発動調査(民間利害関係業者の提訴に基づかず、政府自身の判断による301条調査手続開始措置)が、八五年九月一六日の対日(外国のタバコ輸入制限)・対韓国(保険業参入制限)・対ブラジル(コンピュータ輸入規制)を手始めに増加し、八五―八九年間に計一七件、全体の過半数にのぼっている。調査開始対象の国別内訳では、八〇年代前半期(八〇―八四年)にはECが八件で最大割合を占め、日本は一件にすぎなかったのが(他は台湾三件、アルゼンチン二件、韓国二件など)、八〇年代後半期(八五年～八九年)には日本が一位で八件を占め、二位のECが七件で、韓国六件、台湾三件、ブラジル三件、インド三件、アルゼンチン二件がつづき(他はカナダ二件、タイ・ノルウェー各一件)、経済・市場規模が大きい日本・EC及び韓国・台湾・ブラジル等新興市場国に集中している(第45表参照)。また調査対象の分野・品目別では、アメリカが比較的優位な国際

第45表 301条調査一覧⁽¹⁾(1985～89年)

調査開始日	対象国	分野	調査内容	民間提訴・職権別
85. 7. 11	日本	半導体	市場参入障壁, ダンピング	Semiconductor Ind. Asso.
9. 16	日本	外国タバコ	流通制限, 製造独占	職権発動
"	韓国	保険業	参入障壁	"
"	ブラジル	コンピュータ	輸入規制	"
11. 4	韓国	知的財産権	政府の知的財産権保護が不十分	"
86. 3. 31	E C	油種, とうもろこし, 穀物	ポルトガル, スペインのEC加盟に伴う輸入制限	職権発動
"	台湾	自動車直接投資	直接投資制限	"
4. 4	アルゼンチン	大豆	政府補助政策	National Soybean Processors
5. 16	カナダ	鮮魚	輸出制限	Icicle Seafoods等
8. 1	台湾	関税評価	米台関税計算制度協定違反	職権発動
10. 27	台湾	ビール, ワイン, タバコ	流通差別	"
12. 30	カナダ	木材	政府補助	"
87. 2. 20	インド	アーモンド	輸入許可制及び高関税	カリフォルニア Almond Growers Exchange
7. 22	E C	食肉	第三国畜肉指令	American Meat Institute等
7. 23	ブラジル	薬品の知的財産権	政府の知的財産権保護欠如	Pharmaceutical Manuf. Asso.
11. 25	E C	牛肉	ホルモン牛肉障壁	職権発動
88. 1. 5	E C	油種	関税	American Soybean Asso.
1. 22	韓国	タバコ	輸入障壁	U.S. Cigarette Export Ass.
3. 18	韓国	牛肉	輸入許可制	American Meat Inst.
5. 25	日本	オレンジ	輸入割当制等	フロリダ Citrus Mutual
6. 11	韓国	ワイン	輸入障壁	Wine Inst. & American Vintners Asso.
9. 25	アルゼンチン	薬品の知的財産権	特許拒否, 差別的登録慣行	Pharmaceutical Manuf. Asso.
11. 21	日本	建設サービス	参入障壁	職権発動
12. 29	E C	銅クズ	輸出制限	Copper & Brass Fabli. Council
89. 2.	日本, E C, 韓国	電気通信	参入障壁	職権発動
5. 8	E C	果物缶詰	補助金	"
5. 25	タイ	タバコ	輸入障壁	U.S. Cigarette Export Ass.
6. 16	日本 ⁽²⁾	人工衛星	政府調達	職権発動
"	日本 ⁽²⁾	スーパーコンピュータ	政府調達	"
"	日本 ⁽²⁾	木材	輸入障壁	"
"	ブラジル ⁽²⁾	輸入許可制	輸入障壁	"
"	インド ⁽²⁾	保険業	参入障壁	"
"	インド ⁽²⁾	直接投資	参入障壁	"
8. 25	ノルウェー ⁽²⁾	電子識別システム	政府調達	Amtech

(1) 同一原因の別件のまとめ方の違いにより, 第44表の件数と一致しない。

(2) スーパー301条。

(出所) 通商関係法研究会編, 前掲『必携』, 201-203頁, ほか。

競争力をもつ農産物・工業製品部門に集中し、農産物では大豆・油種・とうもろこし・牛肉・オレンジ等、工業製品では半導体・コンピュータ・人工衛星・タバコ・ビール・ワイン・木材等が含まれ、その他、建設・保険業・電気通信サービス・知的財産権保護・直接投資の自由化の領域にまで広がっている。

たしかに調査開始案件のうち、八五～八九年に実際に制裁措置発動までに至ったケースは、対日（皮・皮革製品、八六年四月・半導体、八七年四月）、対EC（柑橘・パスタ、八五年六月。とうもろこし、八六年五月。ホルモン牛肉、八九年一月）、対カナダ（木材、八七年一月）、対ブラジル（コンピュータ、八七年一月。薬品知的財産権、八八年一〇月）の一〇件未満の件数にとどまっている。だが、USTRによる301条職権調査開始あるいはUSTRへの民間提訴自体が、制裁措置発動の場合と同様な外国への市場開放強制等実効力をもっていたのをみのがしてはならない。もともと301条の狙いは、直接的制裁発動よりもむしろ制裁措置発動の可能性の脅威によってアメリカの交渉力を強め、相手側から譲許を引出すという通商交渉手段としての実効性にあったのである。じじつ、たとえば台湾は、301条調査開始ないし同制裁が必至とみて、先手を打ってタバコ・ビール・ワインの輸入制限措置を八五年一〇月に自発的に廃止し、日本政府も、八六年七月の日米半導体協定で、制裁を回避するためにアメリカ製半導体に対して内国民待遇以上の優遇待遇を与えてアメリカの対日輸出拡大を支援し、かつ日本の半導体製造企業にたいして生産制限の行政指導を行なっている。これ以前七〇年代、「八〇年代前半まで……は、201条の方がはるかに重要な位置をしめていた」（行天豊雄他編、前掲、七〇頁）のが、八五年以降にはそうした直接・間接的効果をもつ301条が、「米国通商政策の戦略兵器として」アグ

レッシュヴに『利用』され（通商関係法研究会編、前掲、『必携』、二〇六頁）、301条中心にアメリカの通商政策が展開されていくのであった。

そのさい日本は、「アメリカに次ぐ世界第二位の経済大国で、かつカナダに次ぐ第二位のアメリカの貿易相手国であり」、さらに「アメリカにとって最大の貿易赤字国」であったから、「アメリカにとって特殊なケースの国とみなされ」、「もっとも重要な二国間通商交渉は、日本との交渉である」（Eco. Rep. of the Presi., 1994, p.215）と位置付けられて、アメリカの通商政策の最大の標的とされた。そこで以下、後期レーガン政権による対日通商交渉の中心的地位をしめた日米MOSS協議（個別分野別・市場志向型協議、Market Oriented Sector Selective, MOSS市場志向型、SⅡ個別分野型）について立入ってみよう。

MOSS協議は、八五年一月初旬のロサンゼルスでの日米首脳会談で、レーガン大統領が中曽根首相にたいして日本の市場開放要求の申入れをしたところから始まった。その申入れの背景には、八〇年代前半期のレーガノミクスにもなうアメリカの輸入と入超額の激増とくに対日貿易赤字の大膨張があり（八〇～八四年にアメリカの貿易赤字は二五億ドルから一一二五億ドルへ四・四倍増加し、八四年の赤字のうち対日赤字は最大の三三％の割合をしめた）、アメリカ議会で対日批判が激化し、対日輸入制限等保護主義的気運が著しく高まったという事情があった。そのさい、対日貿易不均衡の縮小のためには対日輸入の抑制と対日輸出の拡大、輸出拡大のためには何といつても日本の市場開放が必須不可欠であるとして、市場開放問題が焦点になった。アメリカ政府・議会・業界は同国の貿易不均衡の最重要因が日本市場の閉鎖性にあるとみなしていたからである。日米両首脳の合意をつけて、同

年一月末に東京で日米次官級会合がもたれ、そこで日米円・ドル委員会（八三年一月設置）の前例に倣って、次官級を議長とする「日本市場の開放に関する会議」の設置が正式に決定され、ただちに医薬品・医療機器・電気通信など四部門に分かれてそれぞれ協議が開始された。そして同年九月のレーガン大統領による「新通商政策」宣言に伴い、同協議は301条交渉の一環に組み込まれることになった。前述のように「新通商政策」宣言のなかで（前掲第41表参照）、MOSSの協議期間が二月末までに限定付けられ、さらに交渉不成立の場合には協議事項が301条適用対象に切替えられる方針が明示されたからである。こうして301条発動の側庄のもとで、MOSS協議の交渉促進が強制されることになった。

MOSS協議の仕組みと、アメリカの狙いは次の通りである。

第一に、「アメリカ国内産業のうち、「国際競争力をもち」かつ「日本市場における市場占有率が低く」、「日本に重大な参入障壁があり」しかも「販売増加の潜在的可能性をもつ」産業部門を、アメリカ政府が選出する

第二に、「選出された当該部門について個別産業分野別に、日米間の協議機関を設置する。

第三に、「同個別分野別協議機関で、日本市場におけるあらゆる参入障壁を、生産・流通・消費・輸出入などの各局面に立入って洗い出し、当該部門に係わる参入障壁の除去を日本政府に要求し、「多様な輸入障壁」を「徹底的な交渉」によって、「いつせいに処理する」。

第四に、「三年ないし五年といった短期間のうちに」、参入障壁の除去と対日輸出増加に関して「みるべき成果をあげる」ことを目指す（以上、E. J. Lincoln, *Japan's Unequal Trade*, 1990,

pp.148-149, G. S. Fukushima, 渡辺敏訳『日米経済摩擦の政治学』、朝日新聞社、一九九二年、一九〇頁参照）。

要するに、アメリカ産業は強い国際競争力をもっている。にもかかわらず日本の市場閉鎖・非関税障壁によって、市場参入が阻害されている。日本の市場開放が実現されさえすればアメリカ産業の対日輸出が大幅に拡大しうる。対日市場開放の方法としては、GATTの多角的交渉方式によらずに、GATTの枠外で、二国間協議方式にもとづきそこでの個別産業分野別交渉によって個別具体的な開放措置を指定し、日本から実効性のある市場開放の譲許を引出す。⁽²³⁾「アメリカは、その競争力をもついくつかの産業に絞って、個別産業分野別に日米「高官レベルの交渉を徹底的に行い」、「系列の結びつきや不況カルテルやその他の産業政策をはじめとするすべての障害を取り除く……内容だった」(C. V. Prestowitz, Jr., *Trading Places*, 1988, 国弘正雄訳『日米逆転』、ダイヤモンド社、一九八八年、四一九頁)。そのさい、アメリカは対外交渉力として301条を採用・セットし、交渉が難航したり、協議が不成立になったときには、ただちに301条「二国間協議方式」個別産業分野別交渉に切替える。そうした交渉によって、交渉相手の日本から、アメリカが国際競争力をもつ特定分野につき市場開放の大幅譲許を引出す仕組みがMOSS協議であったといえる。

(23) これ以前の日本の市場開放措置は、七九年末の「日米双方の市場開放拡大・ストラウス・牛場合意」を「一般的・包括的な「パッケージ方式」(各省庁にまたがる事項を「関税」「輸入制限」「基準・承認」・「輸入プロセス」等の大項目別に集約した一括的・総合的な市場開放計画。八一年二月～八四年二月間に計六回策定・公表されている。八五年七月末策定の「アクション・プログラム(行動計画)」がもっとも

有名)をとって主に行われてきていた。だが、日本側が一方的に打ち出すそれらの市場開放計画措置は、「アメリカの対日輸出増加の実績につながっていない」(商務長官による八四年一月の議会報告。日本の対外経済措置)とか、「日本官僚と業界がチビチビとはくらかして実施をサボる姑息な手段」(J・ダンフォース民主党上院議員)などとして、アメリカ側によってほとんど評価されなかった。そして日米「円・ドル委員会」(八四年三月に報告書提出)が日本の金融自由化・円国際化に関して実をあげた事実にかんがみて、アメリカ政府は「パッケージ方式」に代わるものとして関心産業分野に係わる二国間協議方式を対日提案した。

プレストウィッツ(当時商務省高官)によれば、アメリカ財務省は、同省が主催した日米「円・ドル委員会」で、日本側から「金融市場を自由化する約束をとりつけ……成果」をあげたことを強調して、「他の分野でも同じような話し合いを進めることを提言した」。それに対して商務省とUSTRは、対日「結果重視主義」の輸入数値目標設定交渉を主張した。その他の國務省等官庁は日米の軍事・政治的同盟の保全重視の観点から、財務省の「過程重視……交渉の積み重ねで障害を一つ一つ取り除く方策」を支持し、八五年初のロサンゼルスの日米首脳会議で「大統領がそれを提案し、中曽根首相も同意して、日米二国間のMOSS協議が発定した(同四一八 二九頁)と、内幕を明らかにしている。

結局、アメリカ政府は、国際競争力をもち、対日輸出増加が見込まれる産業部門として木材製品、医薬品・医療機器、電気通信、エレクトロニクスの四分野を選出(その後八六年五月に自動車部品を追加)したのであるが、それは木材製品等四分野について対日301条調査および同交渉が実質的に開始されたことを意味した。²⁴⁾

(24) MOSS協議は、たんに、「国際競争力があっても、日本市場に参

入できない製品の貿易障害要因を分野別に協議する方式(新堀聡。ウルグアイ・ラウンド後の世界体制と貿易政策、三嶺書房、一九九四年、二〇〇頁)であるとか、「個別の製品、サービスの市場ごとに……市場慣行について詳細な協議を行い、市場開放を進める戦略」(河合正弘他。経済政策の考え方、有斐閣、一九九五年、一八六頁)あるいは「特定産業界の関心を念頭に、日本市場のその関連分野の開放が主題であった(細川恒。大競争時代の通商戦略、NHK出版、一九九九年、一三一頁)のではなく、それはアメリカによる通商法301条をテコとする外国市場開放政策の応用問題であったという肝心点がおとされてはならない。301条による有形・無形の圧力がなければ、MOSS交渉は進捗せず、まとまらなかったのに違いない。

さて、日米両国関係各省庁の次官級を動員して行なわれた集中討議・交渉の結果、八五年一〇月に「中間報告」、八六年一月に「共同報告」がとりまとめられ、MOSS協議は暫定的に決着した。その後日米次官級・専門家によるフォーロー・アップ協議(事後点検会議)が続けられているから。日本側の四分野に関する合意事項内容は次のとおりである。

〔木材製品〕合板・紙製品の関税引下げ。木造三階建て住宅建設許可・米製材「基準」を日本「基準」に採用(「基準」の改正)。日本における「基準」設定に外国会社の参加と外国の試験機関の指名参加(「基準・承認」の運用改正)。

〔医薬品・医療機器〕外国臨床検査データの受入れ、提携企業変更の場合の製造承認の承継、新薬及び医療機器の承認手続期間の短縮化と承認審査過程の透明性の確保(「基準・承認」の運用改正)。輸入ベース・メーカー等特定治療材料に係わる健康保険支払い報酬率の取り扱い改正。

「エレクトロニクス」コンピュータ関連機器の関税撤廃。米国検査データ受入れ（「基準・認承」の運用改正）。スパコン政府調達手続きの透明性及び内外無差別調達の確保（国内調達改正）。ソフトウェアの著作権法改正による保護と半導体チップ保護法制定。政府所有特許への外国企業のアクセス拡大および日本政府のR&D計画（ソフト用開発のシグマ計画等）への外国企業の参加。

() 半導体のMOSS協議は、八五年七月のUSTRによる³⁰¹条調査開始決定にともない、日米半導体協定交渉へ中途移管されている。

「電気通信機器・サービス」端末機器の「基準」を五三項目から二一項目へ削減、外国メーカー作成による端末機器データの受入れおよび認定証書の自己貼付許可、日本メーカーの参加を排除した中立的「認定」機関の設立、外資系企業代表の政府電気通信審議会参加（「基準・認承」および同運用の改正）。民間企業による人工衛星調達の内外無差別措置（国内調達は正）。電気通信事業第二種（回線設備をもたない分野）における外資参入規制の撤廃、アメリカ製人工衛星を採用した衛星通信会社にたいする営業許可、登録や届出等手続きの簡素化・迅速化（外国企業の参入条件の緩和）、移動電話事業の規制緩和（米国内式＝モトローラ社方式の採用許可）。

(25) 以上 E. J. Lincoln, op. cit. pp.149-151. 行天豊雄他編「前掲」二二八—二三〇頁「猿渡純一」四分野協議(MOSS)と日米産業界の動向、『国際問題』、一九八五年二月号）など参照。

国境をわなないし対外的な市場参入障壁としては、伝統的な関税・輸入数量制限、外国資本の事業参入規制及び国内産業優

先・外国産業差別の調達制度、「基準・認承」制度⁽²⁶⁾がある。「基準・認承」制度それ自体は本来的に貿易差別問題とは無関係であるが、外国製品にたいして適合できない「基準」を設けたり、不利になるような検査や運用をすれば、同制度は輸入制限効果をもち、非関税障壁として機能する。このうち について

は、すでにGATTの貿易・為替の自由化交渉やOECDの資本自由化コード規定で、その大部分の自由化市場開放が実現していたから、MOSS協議では主として が問題としてとりあげられ、右にみたように国内調達内外差別の是正（スパコン、人工衛星）と「基準・認承」制度・同運用の改正（木材製品、医薬品・医療機器、エレクトロニクス、電気通信機器）そして合わせてその他関税引下げ（木材製品、エレクトロニクス）や外国企業の事業参入規制の緩和（電気通信事業サービス）がアメリカの市場開放要求に沿う形で取り極められたのであった。「MOSS交渉は基準、認承、許可、そして政府調達慣行の『諸ルール』に焦点があてられていた」(L. J. Schoppa, ibid. p.66)。そして日本によるそれらの新規の市場開放措置は、301条の側圧の下で日本側の一方的譲許として、何らのアメリカ側による反対給付の見合いなしに行われたのであった。「日本政府は、レーガン政権によって指摘された少くともいくつかの諸問題について譲許を与え」(E. J. Lincoln, op. cit. p.149)。たとえば電気通信分野では、日本の郵政省次官の「小山森也は最終的にアメリカ側の要望のほとんどを呑んだ」(C. V. Prestowitz, Jr., 前掲訳、四三二頁)と記録されている。

(26) 「基準」は、国民の健康・安全保護や環境保全、工業規格統一などを目的にして、政府が一定の安全基準、品質規格、表示基準などを設定するものであり、その「基準」に製品やサービスが適合しているかどうかを

検査し、合格を証明する手続きが「認承」である。たとえば日本ではJIS規格マークがよく知られている。

日本政府は、「基準・認承」の国内外無差別原則を規定したGATT東京ラウンドのスタンダード・コード（貿易の技術的障害に関する協定、七九年二月締結）を批准し、かつ「基準・認承」の包括的改善措置（八三年三月）や「行動計画」（八五年七月）等でGATTコードに適合するように実際に是正努力を重ねた。だが、米欧の「個人の自己責任」原則と日本の「政府責任」原則（政府が、広範かつ強力な権限をもち、厳格な「基準」を設定し、検査等のチェックも行い、もし被害が発生したばあいには当該事業者のみならず政府もともに責任を負う）との相違もあって、米欧諸国は日本の「基準・認承」制度が外国事業者に対してきわめて不利な取扱いをし、重大な非関税障壁になっているとしていぜんとして強く非難していた。

そうした米欧の主張にたいして、石黒憲氏などは、社会的・文化的に国情を異にするわが国のような国においても、米欧のように「食品や薬品、電化製品等についての安全基準について……自己責任原則を徹底せよ」というのは、「馬鹿な消費者は自己責任で死ぬ」というのに近い（石黒一憲前掲、一四四頁）。「基準・認承」制度を欧米並みに緩和するといつことは、「わが国にも、欧米並みの『訴訟社会』・『法律社会』の導入を要請している」ことに等しい（根岸哲「貿易摩擦と基準・認承制度」『ジュリスト』八七三号、一五頁）と反論している。「基準・認承」制度については、根岸哲、同、大田清「基準・認承制度と輸入障壁」『ジュリスト』八一九号、姉崎直己他「貿易摩擦に関する立法措置」『ジュリスト』七九五号など参照。

二つしてMOSS協議による日本の国内調達差別、「基準・認承」制度の改正等国境ぎわの対外的参入障壁の除去「市場開放に

より、アメリカの対日輸出が急増した。八五〜八七七年間に電気通信機器輸出は七六％、木材製品六二％、エレクトロニクス製品四一％、医薬品・医療機器三三％、自動車部品を含むMOSS分野全体の輸出伸び率は四三％で、アメリカの総対日輸出平均の伸び率二五％をはるかに上回って増大した（E. J. Lincoln, op. cit., p.152）。八〇年代後半期における日本のパブル好況に伴う総輸入の増加やドル安効果もあつたには違いないが、この間のアメリカの総対日輸出増加年率六・二％にたいしてMOSS関連製品輸出のそれは一四・五％にのぼつていたのであるから（同）、MOSSによる対日市場開放効果はきわめて大きかつたとみることができ。MOSS協議で、「われわれは、過去の誰よりも交渉の成果をあげることができた。日本の市場は、以前よりも開放され、アメリカの企業はすでに、以前だったら不可能だったはずの販売実績をあげていた。明確な目標を掲げることにより、ある程度成功を収めることができた」（C. V. Prestowitz, Jr., 前掲訳、四三二頁）と交渉当事者によつても評価されている。

（27）遅れて八六年八月から開始された自動車部品・MOSS協議は、八七年八月に最終報告がとりまとめられ、そのなかで日本の自動車メーカーによるアメリカ製部品の購入拡大促進措置が合意された（行天豊雄他編、前掲、一〇七、一〇八、一三〇頁参照）。だが、他の四分野とは異なり、アメリカ製の自動車部品の対日輸出はほとんど伸びなかつた（八五〜八七年間にわずか四・二％の増加、この間の増加年率平均ではマイナス〇・三％（E. J. Lincoln, op. cit., p.512）。そのため自動車部品の対日輸出拡大問題はくり返しむし返され、のちの対日輸入数値目標設定要求へつながっている。

またレーガン政権は、MOSS協議とは別個に、日本のタバコ

・建設などの市場開放に關しても、301条をテコとする分野別の通商交渉を同時平行して進めた。その結果、タバコ（日本のタバコ輸入関税の撤廃、八六年一〇月合意）、皮革・皮靴（輸入数量制限を関税割当制へ変更、八五年一二月合意）、アルミニウム（日本のアルミ地金輸入関税引下げ、八六年一〇月合意）、半導体（日本製品の輸出価格規制及びアメリカ製品の対日輸出促進、八六年九月合意）、建設（「関西国際空港」、「NTT本社ビル建設」や「羽田空港第三期工事」等七次公共事業へのアメリカ業者の入札参加承認など、八八年三月合意）、牛肉・オレンジ（輸入数量増加と三年後に輸入の完全自由化、八八年六月合意）、農産物残存輸入制限二品目（チーズ・牛肉調整品・果汁・トマト加工品等八品目を二年後に自由化、落花生の対米輸入数量増加、八八年七月合意）など、それぞれの分野で日本の市場開放が実現した。このうち皮革・皮靴については八六年四月に、半導体八七年四月、建設は八八年三月に、実際に301条制裁措置が發動されている。その他、日本の「聖域」であるコメの輸入自由化¹¹市場開放問題も、USTRによってウルグアイ農業交渉の場にも込まれ（八八年一二月）、日本のコメの輸入禁止¹²市場閉鎖措置がアメリカとケアンズ・グループ（農産物輸出三三カ国で構成）によって国際的な集中指弾にさらされ、日本のコメの「ミニムムアクセス」や輸入自由化の促進が強制された。

もちろんこの間、アメリカの対外市場開放強制は日本にたいしてのみ行われたのではない。先にもふれたようにECやアジアNIES、ブラジル、アルゼンチン等に対しても、USTRは301条調査を開始し、二国間交渉で市場開放を要求し、時には301条の制裁措置の発動をも交えて、コンピュータ（韓国、ブラジル）、タバコ（韓国、タイ）、油種・とうもろこし・オレンジ・牛肉等農産

物（EC、韓国、インド）、ビール・ワイン（台湾、韓国）、電気通信（EC、韓国）、保険・広告（韓国、インド、台湾）など、参入規制の廃止や市場開放措置を実現させている（前掲第45表ほか参照）。

右のように後期レーガン政権は、対日中心に貿易相手国の市場開放を、301条のような「カナテコ」を使って勝ち取る一方では、同様に301条 輸入保護手段にもなりうる や201条・反ダンピング提訴・相殺関税措置などの輸入制限措置を動員して（E. Zupnick, *The United States in the Global Economy*, 1999, chap. 8, 参照）、自国市場の輸入障壁をカサ上げし、国内市場・国内産業保護を強化した。従来の日本の自動車対米輸出自主規制やEC・日本等対米鉄鋼輸出数量規制、綿・化学繊維等繊維製品輸入数量規制（MFA）などがそのまま引継がれて存続したうえに、さらに新たに工作機械の日本・西ドイツ・スイス・台湾による対米輸出自主規制（八六年一二月合意）や日本製半導体の「公正価格」設定等による輸出抑制措置（八六年九月日米半導体協定）がそれぞれ導入され、またバイアメリカン法が強化され（八六年に四州で州バイアメリカン法成立）、対NIES一般特惠関税（GSP）の適用範囲の縮小（八七年一月発表）や適用除外（八八年一月発表、八九年一月から実施）も決定されている。アメリカの製品輸入にしめる規制部門輸入の比率は八一年の一二％から八六年には一八％に上昇している（M. Kelly and others, *Issues and Developments in International Trade Policy*, 1988, p.122, 石崎照彦、前掲二三四頁より）。

なお、通商政策と平行して、レーガン政権は八五年九月のプラザ合意や八六年G7合意等国际協調の下に、ドル高是正¹³ドル引下げ操作も断行している。八五年～八八年間に「ドル」二三八・

対する制裁措置に分類される。このうち同法の最大眼目は何と
いっても、外国の不正貿易の是正措置、具体的にはスーパー
301条新設と「七四年通商法」301条の補強改正にあった。

前述のように、戦後アメリカの代表的通商法である「一九六二
年通商拡大法」は、自由・無差別・互惠原則にもとづく貿易自由
化推進法であり、さらに「一九七四年通商法」は貿易自由化と保
護貿易主義の両面をもつ混交法であったのにたいして、「八八年
包括通商法」においては貿易自由化規定が完全に消失し、代わっ
て外国の不正貿易是正市場開放措置が中心項目に位置付けら
れたところに特徴があった。「米南通商法の第二次大戦後の歴史に
おいては、一九六二年通商拡大法、一九七四年通商法……及び、
一九八八年包括貿易・競争力法が重要な法令であるが、一九七四
年法以降においては除々に自由貿易色が薄れてきている」。以上
のなかでは、一九八八年法がもっとも保護的、制限的、報復的だ
るといえよう。(松下満雄「米南通商法の動向」『ジュリスト』
九二二号、四頁)。同不正貿易是正措置に合わせて、保護貿易
主義の強化「反ダンピング税等輸入規制の強化修正と産業競争力
強化のための産業政策等が同法に盛り込まれていたのである。

そこで、の関連条項に立ち入ってみると、同「八八年包括通
商法」¹³⁰²条において、「七四年通商法」第3編第1章末尾に³¹⁰条
が追加され、新規に301条の実施手続きとスケジュールが定められ
た(第46表参照)。これがいわゆるスーパー301条設置規定であり、
その内容は次のとおりである。

USTR(通商代表部)は諸外国の貿易慣行を調査し、アメ
リカにとつての外国の貿易障壁に関する報告(『外国貿易障壁
年次報告書』)を毎年四月末までに議会と大統領に提出する
(「八四年通商関税法」³⁰³条による)。

同報告のなかで、とくにアメリカの貿易をいちじるしく阻害
している国とその貿易慣行を「優先交渉国」「優先交渉項目」
として、USTRが特定する(報告提出後三〇日以内)。その
さい当該国の障壁が除去されたばあいに見込まれる輸出増加
の推定額も明示される。

特定された「優先交渉国」の「優先交渉項目」について、U
STRは調査開始し、その是正のための交渉をする(特定後
二二日以内、交渉期限は通常一カ年)。

「優先交渉国」との間で、「三年以内における貿易障壁の撤
廃・軽減」の合意が成立たなかつたり、合意協定が遵守され
ないと判断される時には、USTRは301条制裁措置を決定し、

第46表 スーパー301条の手続き

USTR, 「貿易障壁年次報告書」の提出 (30日以内)
同報告のなかから不正貿易「優先交渉国」と 「優先交渉項目」を指定 (21日以内)
301条にもとづく指定「優先交渉国」との調査・ 交渉開始 (12カ月または18カ月以内)
USTRによる制裁発動の決定 (30日以内)
制裁措置の実施

三〇日以内に実施する（当該分野でなく他分野の製品を制裁対象にしうるという「たすき掛け制裁」もできる、制裁有効期限は四カ年）。

そのさい、大統領は、悪影響の大きさから制裁が不都合と判断されるばあい、制裁差取めを指示することができ、USTRは大統領指示に従わなければならない。

右の規定の有効期限は一九八九年、九〇年の二年間²⁹⁾（一九九四年二月、九九年一月に大統領行政命令で、有効期限がそれぞれ二年間くり返し延長されている）。

これ以前には、301条は民間利害関係者の提訴およびUSTRの職権による調査・交渉開始と、USTR勧告にもとづく大統領の制裁措置実施権限が定められていただけであり、USTRと大統領に大幅な裁量の余地が与えられ、その裁量次第で301条の調査も制裁もかならずしも実施されない可能性があった。それにたいして新設のスーパー301条では、右のようにUSTRが「優先交渉国」と「優先交渉項目」を毎年かならず指定すること、そしてUSTRが「優先交渉国」にたいしてかならず301条調査と交渉をすることが義務付けられ、毎年301条が自動的に発動される仕組みになったのである。すぐあとでみる制裁権限の大統領からUSTRへの移管も合わせて、301条規定がそれだけ強力化（スーパー化）されたという意味で、同法1302条による一連の301条の手続きとスケジュール規定が、スーパー301条と称されたのである。

さらに、とくに重要な分野でありながら301条の包括的交渉にはなじまないとの理由から、電気通信、知的財産権保護および建設・サービス分野においてスーパー301条と同様な手続きと仕組みが別建てで、同「八八年包括通商法」の中に設けられた。すなわ

ち電気通信条項（1371、1382条）では、電気通信市場（電気通信機器の販売と電話事業等電気通信サービス）での不正貿易慣行・政策国の特定と301条調査・交渉（USTR権限）及び制裁措置（大統領権限）を、知的財産権保護条項（1303条）では、アメリカの知的財産権を政府が十分に保護していない外国にたいする「優先交渉国」の特定と301条調査・交渉・制裁措置（USTR権限）を、それぞれ規定し、後者の知的財産権条項はスーパー301条の「知的財産権保護版」として、スペシャル301条と通称されている。また建設・サービス条項（1305条）では、外国（日本）の建設市場（建築・エンジニアリング・建設コンサルタントサービス）における参入障壁に関する301条調査が、USTRにたいして義務付けられた。このなかでも、知的財産権保護対策がとりわけ重要視され、同八八年法ではスペシャル301条の創設とともに、従来の関税法337条「知的財産権保護」規定の改正（米特許権・著作権の侵害のみによって、ITCによる被害認定なしで、違反へ修正）も行われている。

「八八年包括通商法」は、右のスーパー301条新設の一方では、同時に、同法1301条によつて従来の通商法301条自体も修正強化された。同改正点は、外国の不正貿易慣行に関する「不合理」の定義の拡張（八四年法による「不合理」定義の例示のなかに、輸出ターゲットインク 輸出競争力強化のために外国政府が補助金支給その他で支援する措置 への対抗措置および外国政府の労働基本権の否定条項³⁰⁾を追加）、301条の制裁決定・実施権限を大統領からUSTRへ委譲、301条調査・交渉期限の短縮（通常のケースでは二カ月を六カ月以内へ変更）である。国家安全保障や外交政策等も絡めて大所高所からみて政治的判断を下す大統領から、通商専門機関で、かつ議会の意向を反映する傾向が強いUS

TRへの制裁権限の委譲は、301条の運用を非通商的要因への配慮の制約から解放して、容易にする措置であった。³³⁾

(30) J・バグワティは、この点に関して、「労働者の権利、すなわち労働者の扱いが模範的でなく、したがって米国に対し不公正な比較優位をもつとみなされる韓国のような国」が、不公正貿易慣行国になるし、「パングラデシウの人口抑制の失敗が、安い労働力を使った繊維の不公正な輸出能力の要因となって」いるから、パングラデシウが「人口政策を変えないかぎり、まともな貿易はできないと主張している」ことになる（小宮隆太郎他編、前掲、一〇頁）と、十分な労働基本権保障を与えていない国を不公正貿易国と判定する不合理性を糾弾している。

(31) 以上 W. H. Lash III, op. cit. chap. 9, T. V. Vakeris and others, op. cit. 前掲訳、通商関係法研究会編、前掲『必携』、船木春仁『米国・新通商法とスーパースーパー301条』（ネスコ、一九八九年）、小尾敏夫『新通商法の脅威』（ダイヤモンド社、一九八九年）、松下満雄『米新通商法の動向』（『ジュリスト』第九二二号）など参照。

こうして従来の301条は、新設のスーパースーパー301条と強化改正301条に、従来の知的財産権保護法は、スベシャル301条と改正関税法337条とのそれぞれ二刀流になり、その他の措置も含めて「八八年包括通商法」はアメリカによる外国の市場開放強制等のための強力な手段になり、ブッシュ政権の通商政策上の最大の武器になったのである。

(32) その他、同法のなかの国内産業・市場保護強化規定や産業政策等競争力強化規定、エクソン・フロリオ条項等についてくわしくは注(31)の文献を参照。なお、同法によってウルグアイラウンド（八六年に交渉開始）の交渉権への付与もなされている。

レーガン共和党政権の継承者として、八九年一月に就任したブ

ッシュ大統領は、大統領領経済教書でアメリカが「最も高い持続的な経済成長率を達成」するためには、「予算の均衡」と「技術革新」、そして「より自由な貿易とより開かれた市場に世界を導き、市場志向型改革を支持する」ことが必要不可欠である（Eco. Rep. of the Presi., 1990, pp. 3-4）と強調し、通商政策として外国の「市場開放のために八八年包括通商法を積極的に活用する」立場を鮮明した。また同政権のUSTR代表に任命されたC・ヒルズも、同年二月の議会公聴会で、スーパースーパー301条を「かなてこ」に例えて、「かなてこ……で『市場をこじ開け、開いた状態を保ち、そつすることでおわれの民間部門がその利益を得られるようにしたい』。『我われは、さらに市場開放を追求』する、これが米通商代表部（USTR）の目的」である（S. Dryden, Trade Warriors, 1995, 塩飽二郎他訳『通商戦士』）、共同通信社、一九九六年、二四〇頁）と明言した。そしてUSTRは、同年四月に新政権による第一回目の「八九年外国貿易障壁報告書」を議会に提出し、さらにスーパースーパー301条の規定どおり翌五月末に同報告のなかから、アメリカの輸出にとつてとくに重大な障壁が存在する「優先交渉慣行項目」として、日本の人工衛生・スパコン・木材製品及びブラジルの輸入数量制限、インドの保険サービス・外国の直接投資規制を指定・発表して、直ちに当該三国にたいして301条調査・交渉を開始した。ECは、アメリカの「八八年包括通商法」とスーパースーパー301条を「GATT違反の通商障壁」として逆攻撃し（EC委員会による八九年五月『米国の通商障壁報告書』）、日本や韓国なども、「301条制裁を前提とするような交渉には断じて応じられない」とか、「米韓両国の経済・通商協力拡大の努力に悪影響を与えるもの」などと猛反発し、さらにアメリカ政府内部でも経済諮問委員会や行政管理予算局長などの強硬な反対論があ

ったものの、結局国内外の反対論や消極論を押し切って、ブッシュ大統領が最終的に同意を与えて、「通商政策上の核ミサイル」と称されたスーパー301条が実際に発動されたのであった。

対日スーパー301条「優先交渉慣行項目」の内容は、人工衛星（外国衛星を排除する調達差別）、スパコン（国産品優遇・外国品差別の国立大学等政府関係機関調達）、木材製品（基準・認承・障壁及び関税引下げ）問題であり、その項目分野も、調達の内外差別や「基準・認承」等のテーマも、さらに日米次官・局長級による二国間交渉方式も、MOSS協議のばあいと同様で全くのむしろ返しであった。ここではアメリカは、日本によるMOSS合意の履行が不十分であるとして同合意内容の遵守と、MOSS協議の成果をさらにより一層上回る対日譲歩を求めたのであった。また日本側の一方的譲歩による交渉の結末も、MOSS協議のばあいと同様であり、人工衛星交渉は九〇年四月に、商業衛星（非研究開発衛星）の公開かつ内外無差別調達合意で、スパコン交渉は九〇年三月に、国立大学によるデスクトップ購入の自粛指導、発注仕様書きをデザイン仕様から性能仕様に変更、苦情処理機関の設置で、木材製品交渉は九〇年四月に、木造三階建て共同住宅・木造三階建て商業用建物許可の建築基準改正、基準緩和措置の早期実施、JAS認定手続きの簡素化・迅速化措置の約束をもつて、それぞれ決着した。ブッシュ政権によるスーパー301条交渉は、前政権のMOSS協議の延長であったといえる。

(33) スーパー301条の交渉過程などについてはL. J. Schoppa, *Ibid.*, pp. 69-75, 表中三十二、前掲、第三章などを参照せよ。

スーパー301条は、アメリカの貿易赤字の半分近くをしめる日本を最大標的にして制定されたものであったのには違いないが

たとえば「大物」通商議員のJ・ダンフォース民主党上院議員は「もし政府がスーパー301条を日本に適用しなければ、議会は満足しないであろう」と明言していた(L. J. Schoppa, *Ibid.*, p. 69)、何も日本のみにその通用が限られたわけではなかった。前述のように八九年春には、日本と並んでブラジル、インドもスーパー301条「優先交渉慣行項目」国に指定されていたし、ついで翌年春にも再度インドがスーパー301条「優先交渉国」に指定されている。またスーパー301条は、その指定を回避するために韓国が事前に外国の直接投資規制廃止に踏み切った例にみられるように、301条と同様に強力な間接的効果をもっていた。「結論をいえばスーパー301条による不正貿易国指名の脅しは、韓国と台湾にたいしてとくに有効であった。また『優先交渉国』指定後の交渉結果は日本とブラジルにたいして効果があった。従来の301条によったのでは、そのように早く、そうした譲歩をえることはできなかったであろう(一九九一年米国議会調査局『不正貿易慣行とスーパー301条の延長』)と評価されている。

さらにブッシュ政権は、右のスーパー301条交渉と平行して、対EC・韓国電気通信301条交渉(八九年三月開始)や対日電気通信301条制裁決定(八九年四月)及び対日建設市場301条調査開始(八八年一月)・同制裁決定(九一年四月)、日米第二次半導体交渉(九一年二月)・日米事務用コンピュータ(九一年一月)日米製紙(九一年一月)・アモルファス合金交渉(九〇年四月)などの二国間・分野別301条交渉を進め、その他知的財産権保護に係わるスペシャル301条「優先監視国」指定(アメリカの知的財産権に関して「悪質国」には至らないが、監視が必要とされる要注意国、八九年八カ国、九〇年一九カ国)やスペシャル301条「優先対策国」指定(九一年三カ国、九二年三カ国、薬品特許・著作権・外国商

標権不保護など米知的財産権に関わる「悪質国」も行い、US TR による 301 条調査がそれぞれ開始されている。「スーパー 301 条」は、「小刻みな時限立法にしてビクビク使って……慎重」であったのに比べ、「知的財産権のスペシャル 301 条はまことに攻撃的」であり、「米国は、知的財産権を通商政策の究極兵器として明確に位置づけ」ていた（本間忠良、前掲、二九頁）とみられた。

以上のようにブッシュ政権は、後期レーガン政権のばあいとほぼ同様に、通商法 301 条やスーパー 301 条を最大の武器にして、二国間・分野別通商交渉を通して、対日中心に非米諸国の、広範な分野の市場開放を強制的に実現したのであった。

日米 S I I 交渉

以上みた MOSS 協議やスーパー 301 条交渉に代表される二国間・分野別通商交渉が目的にしたのは、アメリカの貿易相手国における「基準・認承」の緩和や政府関係機関調達の内外差別廃止、事業参入規制の緩和・撤廃等といった国境ぎわ措置ないし対外的参入障壁の除去の実現であった。

ところがとくに日本では、そうした関税・輸入数量制限及び「基認・認承」・調達の内外差別等といった「フォーマルな非関税障壁」ではなく、それらとは別の種の、国内経済の内部における「文化的社会的」な「インフォーマルな非関税障壁」といわれる内的・制度的な市場参入障壁があった。「関税障壁の引き下げ……およびフォーマルな非関税障壁（規格および検査基準ならびに政府手続き）の除去において」、日本の「進歩は注目に値する」。だが、「まだ日本の市場には重大な問題がある……行政手続き、各種規制、商慣行、文化、社会的障壁等の……非公式な障壁が往々にして外国人の日本のビジネスや社会への十分な浸透を困難

にしている」(Subcommittee on Trade of the Comm. on Ways and Means U. S. House of Representatives, op. cit., 前掲訳、四〇 四頁)。日本の「非公式的非関税障壁」について立入ってみてみよう。

第一に、周知のように戦後の日本には、わが国に特有な企業集団・企業系列などといわれる特異な企業間関係ないし企業システムが存在している。すなわち、わが国を代表する巨大企業をメーンとする三菱、三井、芙蓉、三和等六大財閥・大銀行系の企業集団。各六大企業集団は、大銀行と総合商社を中核にして、広範な分野に広がる諸産業をワンセットにして取り揃えて一大コンピナート組織を形成している。その企業集団参加の各巨大企業および六大企業集団以外のトヨタ・日立・松下・新日鉄・日本鉱業等独立系巨大企業はいずれも、それぞれ多数の関連・子会社を従え、ピラミッド状の企業系列網を構成している（メーカーに限らず、建設会社、電鉄・銀行・証券会社も関連・子会社をもっている。親会社が五〇%以上の株式を所有している会社が子会社で、二〇%以上の株式を所有している会社が関連会社）。さらに製造業大企業の傘下には、第一次・第二次・第三次というようにな何層にもおよび部品・付属品等を生産・供給する下請企業群があり、組織化されている。これが産业内系列で、先のは産業間系列といわれている。自動車・家電・化粧品等メーカーを頂点にしてつながる、卸売 小売店の多数の特約店からなる流通系列（製造業者が、自己の製造する商品の販売について、販売業者の協力を確保し、かつ、その販売について自己の政策が実現されるように、販売業者を掌握し、組織化する一連の行為、システム）であり、「メーカー 卸売業者 小売業者」というマーケティング・チャンネルの系列化」のこと、江尻弘「流通系列化」、

中央経済社、一九八三年、一〇、一二頁）がある。右のような集団・系列・下請グループ企業は、株式所有・非所有を基礎に人事・融資等をも通じて相互に緊密な関連をもち、「長期的な団結と相互の協力関係」(註：前掲訳、四二頁)を築いている。

こうした系列等日本型企業システムと、日本に特有な終身雇用・年功序列・企業内組合の雇用慣行・労資関係とは相互補完性があり、前者が後者を支えるとともに後者が前者を補強する関係があり、両者が相まちセットされて、いわゆる日本型経済システムないし日本型経営が形作られ成立している。

第二に、これら日本の系列等関係諸企業においては、内部的取引優先の慣行がある。ここでは、どうせ買うなら同じ企業集団や系列に属する企業から相互的に購入しあうという「相対取引」(不特定多数の企業・個人との取引ではなく、特定の企業对企业の取引で、まず取引相手が決まり、あとから価格・品質・数量などの取引条件が決められるばあいが多い)や「相互取引」(自社の製品を相手に買ってもらうことを条件にして、相手企業から購買する互恵的取引)が支配的になり、企業集団・系列・下請企業間同志の取引が優先的・差別的に行われ、長期・継続・固定的取引関係が慣行化している。公正取引委員会の調査(一九八七年『わが国企業の継続的取引の実態について』)によると、非金融企業総資産上位二〇〇社が生産財を仕入れるばあいに、五年以上の継続的取引を行っている割合は九七・八%、「全てがそう」、「かなりある」の回答率の計)、資本財のそれも八〇・四%(同)に達し、取引企業の入替え頻度は極めて低い(上位二〇〇社の、過去三年間における取引企業の入替えについて、「半分入れ替えがある」、「多く入れ替えがある」の回答率合計は、生産財がわずかに二・三%、資本財が一一・一%にとどまっている。鶴田俊正他

『ポスト構造協議』、東洋経済新報社、一九九〇年、四三—四四頁より)。また同じく公正取引委員会の九二年調査(『企業集団の実態について』)では、「六大企業集団平均で」、売上高上位三十位までの企業をとってみると、それら「売上高三十位までの企業への売上の半分を、同一企業集団メンバー企業と関係会社への売上げが占め」、同様に「仕入高上位三十位までの企業からの仕入高の約七割を、同一企業集団メンバー企業と関係会社からの仕入が占めている」(奥村宏『解体する「系列」と法人資本主義』、社会思想社、一九九二年、四〇—四二頁より)。

「日本には企業系列の網が広く張りめぐらされており、さしずめ『企業系列列島』といってもよいほど」であり(奥村宏『会社本位主義は崩れるか』、岩波新書、一九九二年、六二頁)、かつ企業集団内・系列・下請間取引が圧倒的割合をしめているのは「驚くべき事実」で、とつてい「日本の企業集団は開放的といえ」ない(奥村宏『解体』、三八、四二頁)と指摘されている³⁴⁾。

(34) 例えば自動車部品の取引例をとってみると、日本では、「もっぱら自動車部品だけを生産する部品専門メーカー」が、「それぞれ一つの自動車メーカーの系列下に入って、これと長期固定的な取引関係を結んでいる」。それに比べて、「アメリカでは、日本の二〇倍以上の四八〇〇社の部品メーカーが……複数の完成車メーカーと取引しており、その関係は固定的ではなく、「自動車メーカーは、品質や価格に不満があれば、部品の購入先をサッサと切り替え……スポット的流動的取引関係」になっている(長岡豊、前掲、一〇七頁)。そのために、「トヨタが取り扱っている第一次下請け企業の数といえますと、せいぜい数百で、あるのにたいして、「GMが実際に取引しているサプライヤーの数というのは、数千にのぼっている(青木昌彦他『日本企業の経済学』、TBSブリタニカ、一九八六年、一一九頁)。

なお、長期・継続的取引関係は、取引関係企業に対して、生産の安定、設備・労働力のアイドル回選、取引・情報コストの節約、技術移転の促進、品質管理・納期保証、「共通の長期的な展望に立った技術開発・商品開発・設備投資」や「改善成果の分有」などのコスト・品質等の経済効果ないし「経済合理性」を与え、その上さらに系列・下請企業の低労働条件の利用、景気バツファ機能やその他労資協調にもとづく賃上げ自粛等も含めて、七〇〜八〇年代には日本企業の国際競争力強化の源泉となっていた。

第三に、したがって日本の企業系列網とその固定的取引関係は、閉鎖的・非他的であり、外部企業の取引参入を阻止し、アメリカ等外国企業の参入を排除する性格をもっていた。「生産ケイレッツ」「販売ケイレッツ」制度は、あたかも安価な外国米の輸入を禁止する日本の食糧制度のようなものであり、みえざる制度的構造的輸入障壁として機能し、「企業グループは参入障壁になっている」とみられた(鶴田俊正他、前掲、五四頁)。もちろん系列外部からの新規参入が全く不可能であるわけではないが、長期・継続・固定的企業間取引が行われているところへの外部からの割込みが困難であるのは当然である。日本の「巨大企業とその系列の貿易商社はカルテル形態の協同体制をと」り、「くまなく張り巡らされた網目模様の支配網」を形成して、「外国人を締め出し」、「安価な輸入品の購入に走らないように……実質的な輸入統制を行っている」。特殊日本的な企業系列網関係は、外国製品の市場参入を阻害する重大な「隠れた輸入障壁」(Subcommittee on Trade, op. cit. 前掲訳、四一 四三頁)であり、アメリカ政府・企業は「そのような企業集団形成を一つの非関税障壁の形態と考え」(M. Kotabe & K. W. Wheller, Anticompetitive Practices in Japan,

1996, 鈴木武他監訳『日本の反競争的商慣行』、同文館、二〇〇〇年、一一一頁)、EC委員会やシンガポール・香港などの政府貿易担当官も「日本の企業集団は、日本市場の閉鎖性の元凶である」とか「日本はまだ外国の工業製品にたいして不透明な市場である」などと非難していた。⁽³⁵⁾

(35) 「アメリカは、日本の有名な企業集団を外国企業の日本市場への参入を阻害するもっとも重大な構造障壁の一つとして指摘した……系列関係は、外部供給者を犠牲にしてグループ内取引を優先させ、排他的なビジネス慣行の促進を助長し、かつとくにM & Aのための外国直接投資を妨あつている」(L. J. Schoppa, op. cit., p. 93)。日本の「企業グループは、文字どおり、部品調達から製造・販売にいたるまでの、付加価値連鎖のあらゆる局面を統制しているので、日本市場に参入しようとする外国企業に対する、難攻不落の障壁を形成」している(M. Kotabe & K. W. Wheller, op. cit. 前掲訳、一一七頁)。

第四に、そのほかに、輸入品を大量に扱う大型店舗の出店規則法と、複雑で「非常に入り組み」、「縦に長すぎ……非常に多くの中間業者が存在する」、中小零細卸売・小売商中心の日本の流通制度も、流通系列の閉鎖性と並んで、外国製品の輸入を排除する「日本の輸入障壁」であるとアメリカ側からみられた。日本の「流通機構は……不可解で……外国人が妥当な期間内に妥当な量の販売を行うことは非常に困難」で、「日本が輸入規制の姿勢にある……要因の一つ」になつている⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾(Subcommittee on Trade, op. cit. 前掲訳、三九 四〇頁)。

(36) 以上、奥村宏、前掲『解体』、『会社』、馬場宏二編『シリーズ世界経済Ⅳ日本』(御茶の水書房、一九八九年)、第1、2章、青木昌彦他、前掲、鶴田俊正他、前掲、序、第一章、M. Kotabe & K. W. Wheller, op. cit.,

前掲訳、本間重紀「日米構造協議と生産・下請系列問題の現局面」『ジュリスト』一九九一年四月一五号、など参照。

(37) なお、特殊日本のな系列・下請制等企業系列網には、本文で指摘したような「経済合理性」、市場閉鎖・排他性および親企業と下請系列企業との間の不平等性の三側面がある。このうち馬場宏氏は、日本の企業システムには「共同体関係……長期相対取引引きの合理化メカニズム」があるとして、の系列的企業関係の「経済合理性」を一面的にたくに強調し、そして「日本の労使関係」を含む日本の経済システム(「会社主義」)が「重化学工業の確立以降の生産力発展にとって極度に有効な機構」で、現代的巨大化生産力に適合的な生産関係であり、かつ「普遍的なシステム」で、「欧米に向ってもアジア諸国に向っても……伝播する」(馬場宏二『新資本主義論』名古屋大出版会、一九九七年、三三六頁)ときよくたんな主張をしている。

の下請・系列企業の不平等・従属性の側面を指摘し重視しているのが奥村氏や本間氏である。奥村氏は、親会社と下請会社の関係は「協力関係」といわれているが、「それは上から下へという階層秩序の中での『協力』である」のにすぎず、決して「対等な立場での協力ではない」。戦前日本の諸悪の根源であった「財閥の生まれ代わり」が「企業集団……企業系列」にほかならない。「会社本位の企業から人間本位の企業への転換のために……不公正な企業関係をなくし、対等で公正な企業関係を作っていくことが必要で」あり、「企業集団、企業系列といつ日本的な企業間関係を解体していくことが求められる」(奥村宏、前掲『会社』、六三、二二四、一五頁)と主張している。本間氏も、「下請関係」は、「対等な取引……ではなく」、「単価決定」も「代金支払い等の支払い条件」も「不平等な関係が強く」、ジャスト・イン・タイム方式における「配送・保管コストの負担や生産過大等のリスクは主として下請企業の側に課せられ……計画生産や保管費の削減等は、いずれも親企業のメリットにすぎない」として、「生

産・下請系列」についての「独占支配の特殊に反人権的、不平等な性格面」を、とりわけ問題にしている(本間重紀、前掲、四七、四八頁)。

右にたいしての系列・下請制の閉鎖性・排他性の側面を、対日輸出促進の観点から、もっぱらとりあげて攻撃しているのが、以下にみるアメリカ政府や業界の立場である。

かくて、日本国内に特殊日本のな企業系列網と閉鎖的なグループ内取引があるかぎり、いかにドル引下げや協調的マクロ政策あるいは日本の「フォーマルな非関税障壁」の除去に努めたところで、アメリカの対日市場参入・輸出拡大ができないとして、ブッシュ政権は市場開放の一環として日本の国内企業システムの解体と閉鎖的取引の規制を対日要求した。ブッシュ政権の立役者の一人であるC・ダローラ財務省次官補は「何年もの間、アメリカ……はマクロ経済の政策協調を通じて世界貿易の不均衡問題と取り組んできた……しかしながら不均衡はいぜん巨額で……対日貿易赤字がほかのどの国と比べても、最もひどいものであった」。「このことは、日本に……いかに構造的な障壁が多いか、貿易を妨げ、不均衡是正を遅らせる経済であるかということを表している」。国内に「システムとして織り込まれている日本の構造問題……をどうするかといった問題……」について議論を始めなければならない(NHK取材班『日米の衝突』、日本放送出版協会、一九九〇年、七五、七〇頁)と強硬な対日政策方針を鮮明している。⁽³⁸⁾

(38) アメリカ財務省の高級官僚たちは、「プラザ合意は、為替率の調整とマクロ経済政策の協調によって不均衡の是正をもくろんだものであった……だが、日本では、ドルが円にたいして四〇%までも減価しているにもかかわらず、この変化が日本の物価に全く反映されていないという異常な硬直性の事例が無数にある」。「それは、日本国内に市場メカニズムの作用

を阻害する構造障壁があることの証拠である。マクロ政策を機能させるためには、日本における政府規則や流通制度の非効率性、そしてケイレッツ企業グループ内の排他的取引といった障壁が取り除かれなければならない、と結論を述べた」(L.J. Schoppa, op. cit., p. 72)。

米商務省高官のC・V・プレストウィッツも、八五年初のMOSS協議の対日提案以前に、「関税障壁、輸入割当、検査基準といった相も変わらざる障壁の除去」などよりも、むしろ「日本の貿易の形が特殊で、構造的要因や姿勢自体が障壁として働いている」のが問題であり、「日本の産業政策と産業構造」こそが、主要な貿易障壁となっている」(C. V. Prestowitz, Jr., op. cit., 前掲訳、四〇七、四〇八頁)と強調し、ニューヨーク連銀元職員員のR・クーモ、日本経済は、「一方で輸出競争力が抜群にありながら、他方で輸入障壁を残したまま」であるというほかの先進諸国とは全く異なる、「実におかしな経済である」。日本は、「政府規制……流通系列の支配や少数企業による寡占支配」などのために「関税は低いが、市場への参入障壁が極めて高」い「閉鎖的な国内市場」になっている。もし日本が、流通系列等の輸入障壁を除去し、輸入拡大を実現しなければ、「悪い円高」が進み、「日本の最も優れた産業が潰れていく」はめになるとして、「日本の輸入構造の改革」こそが緊急最大の経済政策の課題であると持論を展開している(R・クーモ『良い円高、悪い円高』、東洋経済新報社、一九九四年、四八、一四八、一三四、九七頁)。

しかも企業系列網と固定的取引関係は、日本企業の強い国際競争力の源泉にかかわる問題であったから、日本の輸出競争力を削減・弱化する効果をもつ面からも、アメリカにとって系列解体要求等は誠に好都合であった。

(39) 七〇～八〇年代の日本におけるように市場規模・取引量が拡大するばあいには、企業集団内や系列下請問の長期・継続・固定的取引関係

は前述のような長期的相対取引のメリットが発揮され、競争力強化要因になりえた。

ところが、それと反対に九〇年代のように、経済・生産の伸びが停滞し製品取引 quantity や市場のパイが広がらず、かつきよくたんなる円高高進やアジア工業力の台頭等の国際条件の下では、却って日本の終身雇用制や長期・固定的企業取引関係は、非効率的部分を抱え込まざるをえなくなつてデメリット化し、高コスト要因に転化する傾向をもつ。そこでは、親会社系列・下請会社を抱えきれなくなつて整理・切捨て、逆に部品メーカーは系列の枠をこえて販売先を求めざるをえなくなり、販売系列制度において、売上高低迷がつづけば、メーカーにとって販売ルートの維持コストが一方的な重荷になつてくる。九〇年代後半に登場した日本政府の「構造改革」政策は、九〇年代的国内外条件のなかでそうした「高コスト構造の是正」を目的に、系列・終身雇用等の日本型経済システムの解体を促進する性格のものといえよう。佐和隆光氏は、「八〇年代の半ば、日本型制度・慣行をあれほどまで無条件にほめそやしていたマスメディアは、九〇年代に入……ると……まるで手のひらを返したかのようになり、日本型制度・慣行のあれやこれやを論難するようになった……摩訶不思議なりというほかない」(佐和隆光『平成不況の政治経済学』、中公新書、一九九四年、一一一頁)と概嘆しているが、そうしたマスコミ論調の変化は、八〇年代と九〇年代の日本企業の環境条件の変化を単純に反映しているのにすぎない。

こうして八〇年代後半以降のアメリカによる対日市場開放要求は、対外的な市場参入障壁としての「基準・認承」制、政府調達等の改善要求から、対内的な市場参入障壁としての国内の流通制度や生産・流通系列等企業システムと固定的取引慣行の解体・改善要求へ、すなわち日本経済の本質である特殊日本的な経済システムにたいする直接的攻撃へ発展したのであった。そのさい301条

ないしスーパー301条がアメリカの最大の武器として利用されたのはいうまでもない。他国の国内経済制度や商取引慣行をアメリカ国内法で違反として裁き、通商交渉でその是正を迫るといふ手前勝手な乱暴な内政干渉は、スーパー301条のような「米国の強さと鉄棒を振り回す」対外的強制力がなければとつてい実行できるものではなかったのである。

このばあい日本の流通制度や企業系列制度等は、多くの産業分野にまたがって広がる横断的システムであり、「特定の製品や企業に係わる障壁問題であるよりも、むしろ一般的包括的問題」(J. Lincoln, op. cit., p.118)であったから、M O S Sのような分野別協議ではなく、それとは異なる交渉形態をとらざるをえない必然性があった。そこでM O S S方式に代わってS I E I方式が構想され、ブッシュ政権の目玉の対日通商交渉として新規にS I E I協議が推進されることになった。たんにスーパー301条がG A T T違反の恐れがあったからとが、「スーパー三〇一条は……期限を区切った、いわば短期決戦型の……条項」であり、構造障壁問題の取り扱いに「適さないから」、スーパー301条交渉とは別枠でS I E I協議が行われることになった(N H K取材班、前掲、六六頁)わけではない。

M O S S協議に代表される301条(スーパー301条) 二国間・分野別交渉が第一ラウンドならば、ブッシュ政権によるスーパー301条 二国間・S I E I交渉は、第二ラウンドの対日市場開放交渉といえる。以下第二ラウンドの日米S I E I交渉の過程と具体的内容について立入ってみてみよう。

八九年五月二五日に、第一回目のスーパー301条「優先交渉項目」国を指定発表したのと同時に、U S T R・C・ヒルズ代表が、大統領の意向として「日本との間で貿易上の構造障壁を除去するた

めの協議」機関の設置を対日提案したことからS I E Iは開始された。同提案をつけて日米間の非公式会議で、協議機関の名称や性格、協議期限について調整が行われたのち、⁽⁴⁰⁾同年七月一四日のフランス・アルシュサミットでの宇野・ブッシュ日米首脳会議でS I E I協議機関設置が正式決定し、同九月四日の第一回会合から同協議が開始された。日本側は大蔵省・通産省、アメリカ側は財務省・U S T Rを中心に、その他外務省・農水産省・労働省・科学技術庁・公正取引委員会、アメリカ側では商務省・司法省・経済諮問委員会など数多くの関係省庁の次官級高官等が動員され、討議に参加した。同S I E Iは、公式的にはスーパー301条とは別枠の交渉として位置付けられていたものの、もちろん301条と無関係であったわけではなく、むしろ実質的にはスーパー301条交渉の一環にほかならなかった。日本側は、さもなければスーパー301条が適用される恐れがあったから本意ながらしぶしぶS I E I設置に同意したし、アメリカがスーパー301条対日適用候補項目として「貿易障壁年次報告」で指摘したテーマとS I E I協議で取り上げられたテーマとがダブリ、またS I E I交渉が進捗しなかったり、そこで合意事項が覆行されなかったばあいには、アメリカはスーパー301条を実際に対日発動する構えをとって圧力をかけていた。明らかにスーパー301条圧力を前提にしてS I E I協議が設置され、同交渉が成り立っていたのである。

(40) 同協議の名称について、アメリカ側はnegotiation(交渉)を、日本側はtalk(話し合い)を主張した。結局アメリカ側の譲歩でtalk(話し合い)の表現に落ち着いたが、S I E Iが実質的に交渉であるのは変りなかった。また日本は、「日本側の構造的課題だけではなく、アメリカ側にも国際收支不均衡の構造的課題がある」とし、日米双方の構造的な問題点の取りあげとその検討を主張したのにならして、アメリカは「アメリカには構

造障壁など存在しない」と反論した。結果的に、建前としては「双方向性」の協議で合意されたが、「日本問題」側の解決が主眼とされたのに変りなかった。さらにアメリカ側は、第二回目のスーパードルバイ301条審査に間に合わせるために翌九〇年四月の中間報告提出に固執し、日本側は「一年未満の短期間に一定の成果を出すのは無理である」として反対したが、交渉期限問題はアメリカの希望通りに九〇年春までの決着で収まった。なお、SII協議の前身として、八五年〜八八年一〇月間に行われた「日米構造対話」(structural talk)があった。そこでは日本側の大蔵・外務・通産省、アメリカ側の財務・国務省の各高官が出席して、約半年に一回の割合でSIIとほぼ同じテーマについての話し合いがもたれた。だが同「構造対話」はたんなる意見交換にすぎず、「勉強の場」に留まった。

同SII協議で、アメリカが「日本のもつ構造障壁」として取り上げ提示したテーマは、系列関係、排他的取引、流通制度、内外価格差および貯蓄・投資パターン(公共投資等)、土地制度の六部門であった。そのテーマなかの主な対日要求事項を立入ってみてみるとつぎのとおりである(第47表参照)。

系列関係

- ・株式相互持合いの制限(銀行による他企業株式保有比率限度を、現行の五%以下から二%以下へ引下げる。総合商社による製造業企業の株式保有の禁止または制限。関連会社・子会社による親会社の株式保有の強化)
- ・排他的企業間取引の制限(公取委による非競争的企業間取引慣行の実状調査およびその開示。排他的企業間取引行為の規制)
- ・六大企業集団社長会の議事録の公表。外国企業を含む非系列企業の企業集団社長会への参加奨励

・対日直接投資規制の緩和・撤廃(対日投資の事前届出制を事後届出制に変更。対日投資の「国家安全保障」要件以外の理由による審査・規制の撤廃。公開株式買収(TOB)を容易にするための「証券取引法」「商法」の改正)

排他的取引

・独禁法の運用強化(公取委の人員・予算の拡充。検察庁・建設省・運輸省内に、独禁法違反・談合行為取締りを取扱う専門担当部署の設置。刑事罰の活用)

・談合や違法カルテルの禁止(独禁法違反の企業名・個人名公表。違反したばあいの罰金・課徴金の大幅引上げ。外国企業にたいして排他的取引行為があつたばあいに、行政罰の実施)

・民間企業による内外無差別取引指針の作成

・政府行政指導の見直し(透明性・公平性確保のために行政指導を文書で行い、公表する。市場閉鎖的・非競争的行政指導を止める。政府と業界による審議会の密室性の排除。政府審議会・研究会に公取委員や消費者利益代表者を参加させる)

・特許登録の迅速化(申請から承認までの審査機関を平均二年以内に短縮する)

流通制度

・大店法の撤廃ないし運用緩和(出店調整処理期間を一年半以内に短縮。大型店が輸入品を取扱えばあいには店舗拡張を即時許可。将来の特定時点で大店法廃止)

・流通系列取引の制限(メーカーによる流通業者にたいする反競争的制限行為が、独禁法違反である旨を明示。非合法な排他的取引のために利用されるリベートの禁止。自動

第47表 日米SII協議における対日交渉テーマと最終報告等

テーマ	米側の対日指摘 ⁽¹⁾	日本側の主要措置(最終報告) ⁽²⁾	日本側の年次報告要旨 ⁽³⁾
系列関係	金融系列、企業グループが参入障壁。特に企業グループの株式相互持ち合いが問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独禁法運用ガイドラインを年度内に策定 ・ 対日投資促進の政府声明を発表 ・ 系列グループの調査を2年ごとに実施 ・ 系列取引の情報開示強化のために、有価証券報告の開示項目などを拡大 ・ 行政指導等の政府慣行に関する一層の透明性・公正性の確保 ・ 民間企業に対する透明かつ内外無差別な調達活動の動奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法およびその運用の強化、課徴金算定率を原則4倍に引き上げること骨子とする独占禁止法改正法案を今次通常国会に提出、成立させた。 ・ 法務省は、損害賠償金の価格が高額にのぼる民事訴訟に関する提訴手数料が軽減されるべきであるかどうかを研究、それを基に必要な措置をとるよう努力する。
排他的取引慣行	日本企業は外国企業の排除、行動制限の慣行を持つ。グループ・ボイコット、談合は問題。特許制度も障壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法カルテを効果的に抑止するよう課徴金を引き上げ、次期通常国会に独禁法改正案を提出 ・ 損害賠償訴訟の費用について改善を検討 ・ 独禁法適用除外カルテは特殊な場合に限定 ・ 談合罪の罰金引き上げを検討 ・ 行政指導は極力文書化 ・ 特許審査期間を5年以内に、平均24カ月(現行37カ月)まで短縮 ・ 国の審議会、研究会は外国からの意見聴取に努める 	<p>会社法の見直し</p> <p>日本政府は、法制審議会での審議が促進され、速やかに結論が得られるよう努力する。法制審議会の答申が得られ次第、改正法案を国会に提出する予定。日本政府は、法制審議会での検討の進捗状況をSIIの92年フォローアップ会合で説明する。</p>
流通	総代理店制度、委託販売契約、リベート制など商慣習が輸入品の市場参入を阻害。トラツク、航空輸送は過剰規制。大店法などを緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型店の出店調整期間を最長1年程度に短縮するため7月から大店法改正作業に着手。次期通常国会に法案提出 ・ 大型店の出店申請はすべて受理する ・ 首相直属の輸入協議会を設置、メンバーには外国事業者も加える ・ リベートなどの商慣行改善指針の運用を各業界団体に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入関係インフラ整備については、第5次空港整備5カ年計画(86～90年度)に基づき三大プロジェクトなどの整備を強力に推進。第6次同計画(91年度より)においても継続する。 ・ 海上貨物を対象とした通関手続電算処理システム導入のための予算措置を講じ、所要法律改正が今国会で成立。搬入前予備審査制の改善の実施、事前教示制度の改善。 ・ 大店法 <p>91年3月31日現在、全国で2,535件が出店調整</p>

テータ 通	米側の対日指摘 (1)	日本側の主要措置 (最終報告) (2)	日本側の年次報告要旨 (3)
内外価格差	長期的な供給関係による新規参入の妨害, 流通システムの非効率, ヤミカルテールや系列取引などが内外価格差を生む	<ul style="list-style-type: none"> 内外価格差是正のための6分野52項目の対策実施 内外価格差調査の実施とその情報提供 政府の規制緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 内外価格差是正のための対策の実施施策を94項目に拡充(91年3月) 継続的な内外価格調整の実施, 消費者および産業界に対する情報提供, 通産, 厚生, 大蔵, 農林水産・運輸の各省は独自に実施した調査結果を公表。通産省は90年9月と10月に主要9都市で消費者との懇談会を開催。 規制緩和関連法律13件が成立するなど逐次実施, 一層の推進を図る。 日米政府は91年4月第2回共同調査を実施し, 第3回SITフォーラムツァ合会に提出。
			<ul style="list-style-type: none"> 100m²以下の輸入品売場60件開放。大店法を改正し, 出店調整処理期間を短縮, 1,000m²までの大規模店の輸入売場の新增設については届出のみで可とした。 景品・公営規制 90年度規制緩和: 自動車, チョコレート, 化粧品, ドッグフード, 新聞, 雑誌など14景品。 91年4月に, さらにトヨタ加工品, 即席めん等の景品について緩和。 酒類販売 大規模店の酒類小売業免許付与の実施, トラック事業に関する貨物自動車運送事業法の施行。 商慣行の改善 公正取引委員会は, 独禁法運用のガイドラインを作成中。通産省, 経団連に外国事業者向け商慣行相談窓口を設置 輸入促進策 製品輸入促進税制の創設, 輸入拡大予算拡充に伴う新規事業の実施など輸入拡大策のパッケージを着実に実施。

テナー	米側の対日指摘 (1)	日本側の主要措置 (最終報告) (2)	日本側の年次報告要旨 (3)
貯蓄・投資パター	今後数年間で70年代初頭に設定した公共資本形成の長期目標を達成。貯蓄重視の政策を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共投資基本計画(1991 - 2000年度)は総額430兆円, うち最初の5カ年は182兆円と予割される。そのほかにJRなど旧公社機関の投資額が25兆円 ・ 95年度に1戸当たり住宅床面積を95平方メートルにするなど, 8分野の公共事業5カ年計画で具体的目標を明記 ・ 2年以内に銀行系クレジットカードにリボルビング(分割払いの一種)を認める ・ 消費者信用弾力化などによる民間消費の拡大 ・ 低・未利用地の利用促進制度の創設 ・ 税制の公平性, 中立性の観点と有効利用を促すために譲渡, 保有, 取得の面で土地資産に適正な税負担を求める ・ 91年度未までに国有地の有効利用化の目標の設定 ・ 市街化区域内農地の宅地化促進のための措置を立法化 ・ 土地税制の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支赤字の縮小。 ・ 公共投資についての積極的取り組み。 ・ 91年度予算における公共事業関係費の伸長, 社会資本整備目標達成のための事業規模決定, 財政投資資金の効率的配分など。 ・ 労働時間短縮, 消費者信用の弾力化の奨励。 ・ 91年1月, 「総合土地政策推進要綱」を閣議決定し, 土地政策の目標を設定。 ・ 政府税調による「土地税制のあり方についての基本答申」を踏まえた法案の成立。 ・ 借地, 借家法改正法案を国会に提出, 早期成立に向け努力中。 ・ 公的土地評価の定期性に伴う指導の実施。
土地利用	土地・住宅の高価格が, 過剰貯蓄と消費・輸入抑制につながる。前川リポートに沿って税制見直し, 規制緩和をする		

- (1) 『日本経済新聞』1989年9月5日より。
 (2) 最終報告は1990年6月25日。『日本経済新聞』1990年6月29日, ジェトロ『世界と日本の貿易』1991年, 118~120頁より。
 (3) 1991年5月22日のフオローアツツ(事後点検)年次報告。ジェトロ, 同, 118~200頁より。

車・家電・化粧品・医薬品・医療器具等部門における流通の寡占的状況排除のための措置。輸入を排斥している商社と国内メーカーとの間の競争的排他的取引き慣行の抑止のための措置。再販価格維持契約禁止からの化粧品除外の取消し)

・景品規制の撤廃、広告規制の運用緩和

・酒類販売規制の緩和(大型店に対する小売免許状の即時発給)、トラック輸送規制の緩和

・輸入規制の緩和(不透明で複雑な輸入規制の整理。輸入手続きの迅速化・適正化措置。輸入手続きを二四時間以内に終了すること)

・輸入に係わるインフラ整備(関西・中部・広島・九州等の新空港建設。空港利用のための道路網整備。港湾施設の拡充。検疫施設の増設)

・輸入品の流通促進(小規模卸売・小売業者による輸入品販売の奨励。在日外国企業や日本商社による輸入拡大の促進)

内外価格差
・日本における内外価格差に関する日米共同調査の実施
・経企庁による内外価格差是正策の作成

・政府・与党の内外価格差対策(八九年二月発表)の六分野
五二項目措置の忠実なる実行

その他 貯蓄・投資パターン及び 土地制度は後述(以上、八九年九月第一回会合時での対日指摘事項、九〇年一月の対日二〇〇項目要求、協議の場におけるアメリカ側発言より)。

以上、要するにアメリカの要求は、日本国内の系列・下請等企業システムと閉鎖的企業間取引の解体・制限および流通規制と

閉鎖的流通取引慣行の廃止・改善、そしてその実行手段としての独禁法運用の強化・公取委権限の拡大であった。S I I協議の結果は、S I I中間報告(九〇年四月六日)、最終報告(同六月二五日)、系列関係に関する内閣官房長官声明(同八月三日)及び第一回実績検討に関する年次報告(九一年五月二日)に示されているように大法規制にする企業系列関係、談合取締り、公取委権限強化にしろ、それらアメリカの対日要求のほとんどが日本側に受入れられる結末になったのであった(第47表参照)。

なお、日本側による対米指摘テーマ、貯蓄・投資パターン、企業の投資活動、企業ビヘイビア、輸出入に関する政府規制、研究開発の促進、輸出振興、労働者の教育・訓練についても、S I Iでそれぞれ議論されたものの、合意されたアメリカ側の改善措置は曖昧・抽象的かつ一般的であり、アメリカの国内経済制度や企業慣行を変更するような具体的施策はほとんど含まれていなかった(日米構造問題研究会編『日米構造問題協議最終報告』、財経詳報社、一九九〇年、参照)。『建前』としては、S I Iは相互通行の対話という形をとっているものの、その実は、S I Iによってできる限り多くの変革を(米国ではなく)日本が行うこと(G・フクシマ、前掲訳、二二頁)であり、「協議の主たる目的は、日本的なものを米国的なものに近づけることであつたことからみると、このような結果となることが当然であつた」(松下満雄、前掲「日米構造」、一九頁)。

内需拡大要求

右の301条やスーパー301条手段による外国の市場開放強制策の断行と平行して、ブッシュ政権は非米有力国にたいする内需拡大要求策をいちだんとエスカレートさせた。八〇年代以降、八五年九月のG5によるブラザ合意、八六年一〇月の宮沢・ペーカー日

米共同声明、八七年二月のG7によるルーブル合意、八七年二月のG7共同声明、八八年六月トロント・サミット「経済宣言」等で相次いで、アメリカ政府は自国の財政赤字緊縮化約束と引きかえに、日本・西ドイツにたいして金融緩和と財政膨張を通ずる内需拡大の国際公約をとりつけ、蔭に陽にその履行圧力をかけつづけていたのであるが、ブッシュ政権はさらに一段とシビアな対日内需拡大要求をつきつけた。S I I協議の場での前述のテーマの対日要求事項交渉がそれである。の要求内容をみてみよう。

(41) たえばプラザ合意では、日本は金融緩和と公共事業及び住宅投資の拡大、西ドイツは減税と内需拡大のための金融財政政策、またルーブル合意では、経常収支黒字国の日本・西ドイツは内需拡大と対外黒字縮小を宮沢・ペーカー共同声明では、日本は公共投資拡大・税制改革・金利引下げなどを、アメリカの財政赤字の削減・政府支出伸び率の抑制と引き替えに、それぞれ国際公約させられている。

アメリカによる対日内需拡大履行圧力はすさまじかった。たとえば八五年一〇月に日銀が短期金利の高目誘導をおこなった時には、「アメリカのマルフォード(財務省次官)から電話が入った。『トミー(大場智満大蔵財務官の愛称)、いったい日本はどういうつもりなのか。プラザで約束した内需拡大に逆行するよつなことをなぜやるんだ。マルフォードは凄いい剣幕でまくし立てた。同じころ、FRBのボルカー議長も日銀に電話で抗議を申し入れた……アメリカから文句をつけられて、大蔵省は大慌てとなった。』

また、プラザ合意以降のあまりにも急激な円高高進に音をあげた宮沢大蔵大臣が、八七年一月に渡米して円高ストップのための協調的政策を主要国からとりつけるためのG5開催を頼んだ時、米財務長官「ペーカーは『事前の煮込み』という表現で、日本や西ドイツに内需拡大を促した。そ

の手立てがきちんと整つてまでG5はお預けだ、と示唆した」。そこで帰国後直ちに、「宮沢は吉野(大蔵次官)を部屋に呼んだ。『今後のG5に合わせ利下げをやりたいと思つている。日銀の方はどんな感じかね』と大蔵省から日銀に圧力をかけさせ、「公定歩合の引き下げとN I T株の売却益による公共事業の追加という二つのお土産」を用意させた、とジャーナリストの塩田氏はアメリカによる対日圧力の内幕を暴露している(塩田潮『大蔵省VSアメリカ』、講談社文庫、一九九四年、三三四、四〇〇頁、括弧は筆者)。

貯蓄・投資パターン

日本の「国内の投資は……高い貯蓄率と比べると相対的に落ちている」。それが、日本の過大な「経常黒字の原因となつていゝる。この過剰な黒字を改善するためには、国内の貯蓄・投資不均衡を解消することが求められ」、そのためには「日本国内での投資を上昇させること……公的部門での投資を上昇させること」と、国内消費の拡大が必須不可欠である(NHK取材班、前掲、八八、二七三頁)とアメリカは主張して、具体的に次のよつな措置を要求した。

- ・ 公共投資の拡大(公共投資の対G N P比率を現行の六%から一〇%へ引上げる、あるいは一〇力年計画で目標総額五〇〇兆円規模へ増額する)
- ・ 公共投資の対象を住宅・下水道・運輸等生活関連の都市インフラ重点へシフトする(財投資金を都市インフラ等分野へ重点配分・産業投資特別会計資金を都市公共投資部門へ集中投下。都市部での多角的開発計画の推進)
- ・ 財源として建設国債発行と社会保障基金黒字の動員および国公所有地の利用

・個人消費拡大の促進（銀行系クレジットカードの機能拡大。グループ企業発行カードのグループ外利用。CDの二四時間利用の実施）

(42) そのさい、マクロ経済学における経常収支黒字＝貯蓄マイナス投資の恒等式にもとづき、日本の経常黒字の縮小は国内貯蓄の減少（＝国内消費の増加）ないし国内投資の増加によって実現されつるという理論的根拠がもちだされた。だが、同式は事後的・結果的に成立している等式であるにすぎず、日本の経常黒字はかならずしも日本の内需過少（＝貯蓄過剰）にもとづくことを意味しない。たんに日本の内需不足だけではなく、日本とその他諸国産業の国際競争力の動向や産業構造・輸出入構造の違い、為替レート、内需伸び率の相違などの諸条件によって日本の経常収支状況が規定されているのである。

土地制度

「高い土地価格は、日本国民に貯蓄過剰（国民が、法外に高価な住宅購入に備えるために貯蓄するから）と、より少ない消費支出（高価な土地代が国民の住宅建設費支出と耐久消費財支出を圧迫縮小するから）を強い、また土地購入費に食われて社会的インフラ建設のための公共支出が削減されている」（「J. Schoppa, op. cit., p. 91」）。それゆえ日本の国内消費支出拡大と公共事業投資拡大のためには地価引下げが不可欠要件であるとして、アメリカは次のような土地政策ないし土地制度の改革を要求した。

・宅地の供給増加促進（市街化区域内農地の宅地並み課税の実施。市街化区域と市街化調整区域の区分撤廃。土地売却課税の減税。固定資産税・相続税の引上げ適正化）
 ・土地の有効利用（住宅の高層化等のための建築基準の規制緩和）

和。借地借家法の改正。大規模宅地開発規制の緩和。低・未利用土地の有効利用促進）

・その他（通勤用鉄道・下水道・道路等住宅関連インフラ整備。民間デベロッパーへのインセンティブ措置）

(43) その他、「高い土地価格は、土地持ちの日本企業に比べて土地なしの外国企業の競争を不利にし、日本での外国企業の操業を阻害している」(ibid., p. 90) ことも問題点として指摘されている。

右のSIE協議におけるアメリカの対日内需拡大要求を、以前のそれと比べると、第一に、以前には、たとえば八七年二月のルール合意のばあいには「日本国政府は、内需の拡大を図り……対外黒字の縮小に寄与するような財政金融政策を続ける」というように抽象的な一般的な表現の内需拡大の約束にとどまっていた。しかるにSIE協議では日本の公共投資の規模が対GNP比一〇％であることないしは一〇年間に総額五〇〇兆円というように具体的な数字の明示が求められた。ここでは公共事業・政府支出拡大の数値目標の設定とその拘束により、日本における国内需要の拡張そして日本経済の内需拡大型体質への転換が具体的に強制されているのである。ある大蔵省高官は、「GNP一〇％の公共投資額の目標設定については、我々にとって極めて「ショックング」で、かつきわめてシビアな要求であり、そうした「数値の論議をしたくない」と拒絶反応を示したといわれている（NHK取材班、前掲、二九頁）。

第二に、アメリカは日本にたいしてたんに内需拡大を強要しただけではない。国内需要は、民間設備投資および個人消費支出・住宅投資・政府部門支出等からなるが、そのなかでアメリカは後者の個人消費・住宅・政府支出の拡大を、そして前者の民間設備

投資の相対的圧縮を求めた。すなわち公共投資の投資対象は産業基盤建設から下水道・公園・医療施設・文化・住宅等生活関連インフラ重点へのシフトが、土地政策についても地価引下げによる個人住宅支出・消費財購入支出の拡大が要求され、合わせて消費者信用の弾力化措置等による個人消費支出増加の促進、そして反対に製造業設備投資の縮小が提案されたのであった。「政府が：…民間の資金を吸い上げて、輸出に結びつく製造業分野から、公共事業分野へと、資金と人を移転させ…日本経済を輸出指向から内需指向へと、製造業中心から公共事業分野へと幾分変化させることが望ましい」（国務省次官マコーマック、同、二七八頁）。そして「海部首相も日本は輸入大国に変わるべきだと発言している」（商務省次官フアーレン）とか、日本は「かつて輸出大国に変わるため努力したように、今度は輸入大国に向け努力すべき」である（マコーマック、同、二五二、二五〇頁）などと強調しているのである。つまりSIEI協議でアメリカは、日本にたいして個人消費・住宅支出・生活施設関連公共投資の拡大による内需拡大 輸入増加・輸出縮小への経済構造の転換・矯正しを要求し意図したのである。

第三に、そのさい、アメリカ政府代表者たちは、個人消費・住宅・生活関連インフラ支出拡大による消費者重視型経済への日本経済の構造改革要求は、何よりも日本の消費者利益を代弁する日本国民のための政策である旨をくり返し強調し、日本国民に訴える作戦をとった。「われわれが…取り上げた問題は、いずれも日本の消費者のためになる問題ばかり」であり（USTR次席代表ウィリアムズ）、アメリカの対日要求は「何年にもわたって日本の消費者たちが訴えてきたことと一致」し、「日本の消費者の利益を代表」・代弁する経済改革要求にほかならない（財務省次官

補ダラーラ、同、二五一、二三〇頁）。

たしかに、七〇 八〇年代の日本における経済成長のパイの分配はいちじるしく企業に偏倚し、土地・株式資産の大部分は法人企業所有に集中していた（九〇年に全国土地取引総額のうち、法人による土地購入シェアは約五割、個人購入は約四割。九一年度の法人持株比率は全国株式のうちの約七割で、個人持株比率は約二割にすぎない。奥村宏、前掲『会社』、一五〇、一二頁）し、労働分配率は七五年をピークにしてそれ以降むしろ傾向的に低下していた。日本の国民勤労者・大衆は、「家が狭く、ローンの返済額が高く」、「労働時間の長さ…社会資本の貧しさ、削減される社会保障、自然環境の破壊」・物価高・通勤地獄・貧弱な公共サービス等（暉峻淑子『豊かさとは何か』、岩波新書、一九八九年、一七六、二四五頁）に慢性的に悩まされ、わが国は「経済指標の上では世界有数の裕福な国家に成長している」にもかかわらず、「国民生活の豊かさに十分結びついていない」（『通商白書平成三年度』、一八〇頁）、「国は豊かでありながら日々の生活の実態は貧しい」という国民の怒りと不満が広範にうつ積していた。しかも財・官・政の「三位一体構造」による「日本株式会社」体制に支配され、さらに労組・ジャーナリズムの支援もなく、政治的に「ものいわぬ消費者」、「ものいえぬ国民」が支配的であった。そこで「日本人はこんなに働いて、一体何の意味があるのだらうか」（ダラーラ）、「日本の消費者はそろそろ十分な利益を受けてもよいのではないしょうか」（経済諮問委員会委員テラー）などというアメリカの対日政策批判と消費者利益重視型政策への転換要求は、日本国民大衆の強い共感を呼んだ。「アメリカ政府は日本にとって唯一の健全野党」で、「外圧なくしては動かない日本政府」を揺さぶりうる唯一の政治勢力として、一部では「内政

干渉」と非難する声もあったものの、日本国民のなかにその歓迎ムードが醸成された。「我々が成功しうる唯一の方法は、日本国民の利益にアピールできるかどうかにかかっている。アメリカは、日本の政治家や官僚たちの頭越しに、日本の消費者や一般大衆に直接訴えかける戦略をとった」。「それゆえ対日要求項目とそれらをまとめる方法は、平均的な日本の市民にアピールし適合するようによく注意深く工夫されたものであった」(L. J. Schoppa, op. cit., p. 82)というアメリカ側の戦略は誠に巧妙であり、劇的に奏効したとみられた。

(44)「我が国の年間総実労働時間は……アメリカ、イギリスより二〇〇時間程度、旧西ドイツ、フランスよりも五〇〇時間程度も長い」(一九八八年時点)。「我が国のはあい、国際的にみて道路、下水道、都市公園等の公共施設の整備状況は非常に低い水準にある」。日本の首都圏では住宅価格の年収倍率は八・五倍で、アメリカ三・五倍、西ドイツ四・六倍をはるかに上回り、「現在住宅を『持つ者』と『持たざる者』の資産格差を拡大させ」ている(『通商白書平成三年版』、第三章第四節)。「地価の高騰により住宅取得コストが高いこと、物価の内外価格差が大きいことが、わが国の国民生活を『生活小国』にしている……大学を出て、社会的にある程度認められるまで一生働き続けても、マイホームも買えないような社会はおかしい。日本では、行政による規制や介入が、福祉国家のための調整どころか、生産者保護行政に偏り、消費者不在のまま、内外価格差を通じて生活小国へ導いている。これは……明らかに『行政の失敗』である」(二十一世紀研究会『新・日本改造論』、プレジデント社、一九九〇年、二六・二七、三六頁)。

第四に、日米交渉過程で、右のようにして大方の日本国民・世論を味方に引きつけながら、さらにアメリカはスーパー301条適用

の圧力をかけ、日本側の一方的譲歩を強制した。もしアメリカの要求が拒絶されるようなことがあれば、対日スーパー301条制裁の発動や対日管理貿易の導入は必至との態度をとり、現にテラー大統領経済諮問委員会委員は、第三回会合の席上で、「この協議：……がうまくいかなければ、別の選択として管理貿易を、との声アメリカには出ている」と露骨な恐迫発言をしている(NHK取材班、前掲、三〇四頁)。

この結果、アメリカ側に押しまくられて、の内需拡大要求に關しても、前述の の場合と同様に、部分的修正があっただけでアメリカの意向と対日提案のほとんどが日本側に受け入れられる結末になった。九〇年六月の最終報告のなかで、公共投資の総額四五兆円(JR、NTTの投資を含む、一九九一〜二〇〇〇年度間)の数値目標が明記されたし、社会資本整備長期計画の拡大更新や消費者信用の拡大措置なども盛り込まれ、労働時間短縮も実施され、また土地の投機的取引規制・土地税制の改革等を含んだ「土地基本法」の制定(八九年二月)や土地保有税創設、市街化区域内農地の宅地化促進措置の立法化、借地借家法改正等も実施されることになった(前掲第47表参照)。

以上のようにブッシュ政権は、対日市場開放第二ラウンドのS I I協議において、一面では、外需主導型から内需拡大型への日本経済の構造改革を、地面では、系列関係等企業制度や企業取引慣行などの日本の経済システムの解体・変更及び市場開放を、すなわち日本経済の内需拡大・市場開放 輸入拡大型への転換ないし鑄直しを、強制したのであった。同対日要求・強制が、八〇年代後半以降におけるアメリカの輸出・外需拡大型経済成長志向路線に対応していたのはいうまでもない。そうしたアメリカの要求を全面的に受入れ、八〇年代後半以降におけるアメリカの経済

政策・経済体質の変化に照応した日本経済のあり方を示したのが、周知の「前川レポート」(八六年四月発表)や同続編の「平岩レポート」(九三年二月発表)にほかならない。「世界経済との調和ある共存」「国際協調型経済の実現」が、現局面の「我が国の目指すべき目標」であり、そのためには「外需依存から内需主導型……経済成長への転換」が必要であり、それゆえに「税制を含む財政・金融政策……個人消費につながるような効果的な内需拡大策」および国内市場の開放と「製品輸入の促進」が必須事であると、「前川レポート」は主張しているのであるが、「世界経済との調和」とはアメリカ経済との調和、「国際協調型経済」とはアメリカ経済に対する協調型経済を意味し、そして「内需主導型経済への転換」「個人消費につながる内需拡大策」「市場開放と製品輸入の促進」が、アメリカの対日要求そのものであったのは先にみたとおりである。世界経済の中心・主導国であるアメリカ経済・経済政策に適応して、日本経済・経済政策は否応なく同レポートが示す方向へ進まざるをえなくなっていたのである。

(45) くわしくは日刊工業新聞特別取材班編『新「前川レポート」が示す道』(つかん書房、一九八七年)、日刊工業新聞特別取材班編『平岩レポート』(つかん書房、一九九四年)を参照。

さいごに、SIEI交渉と軌を一つにして八〇年代後半以降アメリカの論壇に登場してきたリビジオニストの「日本異質論」の意味についてみておこう。

「日本異質論」の意味

先にみたように、八〇年代中央の純債務国化を契機にして、アメリカの経済政策が根本的に変化し、アメリカは従来の内需主導型から外需拡大志向型の経済成長追求路線へ転向した。すると、ア

メリカと同様・同質の量産型重化学工業・ハイテク中心の産業構造をもち、輸出拡大に依存しつつ輸出主導型の経済成長をし、日本の経営で武装した日本経済は、アメリカにとって障害物になり、重大な経済的構造的障壁にならざるをえなくなった。アメリカにとつてすれば、経済大国として突的に進出している日本を世界市場から後退させ、その輸出力を削減し、むしろ工業製品の輸入国化し、以前とは逆の内需拡大型経済へ転化させなければならぬ必然性があった。⁴⁶⁾ 第二次大戦後から一九八五年までの間のようにアメリカが内需主導型経済発展をつづけていた時には、日本の輸出主導型経済成長がアメリカの経済拡大に対応して成立し、双方の経済発展が両立しうる関係にあった。だが、ここではむしろ両者は衝突関係に立つ側面をもつようになったのである。輸出拡大依存型の日本経済の存在自体が、アメリカの経済成長が成立するための「障壁」となり、世界経済のなかから排斥・除外され、改変・改組されるべき対象となった。アメリカが国内法によって、日本国内の経済制度を違法として裁定し、「内政干渉」を承知の上で、激しく対日攻撃するような異常事態が生ずるゆえんである。

(46) じっさい、SIEI協議でアメリカ政府代表は「日本経済を輸出指向から内需指向へと……変化させることが望ましい」とか、日本は「今度は輸入大国に向け努力すべき」である(國務省次官マコーマック、NHK取材班、前掲、二七八、二五〇頁)とその意図をあらわに示している。

かかるアメリカ経済および日米経済関係の変化を反映して、アメリカの利益の立場を戦闘的に主張したのがリビジオニストたちの「日本異質論」である。同論は次のようにまとめられる。

アメリカ経済にとって、「日本の存在」は有害である。

なぜなら日本は、他先進諸国とは相違する「異質」でアブノーマルな資本主義国であり、経済的「ルール」を異にして価格メカニズムが機能せずに「価格にもつく行動をとらず」、「輸入を食い止める」一方では、異常なまでに輸出拡大を「指向して」、アンフェアな「敵対貿易」をおこなっているからである。

そうした「異質」優位性をもつ国と、「自由貿易制度」のなかで自由競争すれば、アメリカが敗れるのは当然であり、アメリカは潰されてしまふ恐れがある。

日本のアメリカ等先進国への同質化が期待できない以上

日本が、成功要因である己れの「異質性」を自ら修正することはありえない、同国を世界経済から排除し、仲間外れにするのもやむをえない。そのためには「力の法」である301条の強制力行使や管理貿易手段に訴えるのも許されるべきである。

E・ライシャワー等「菊クラブ」の『日本同質国論』（日本も、アメリカと同様な市場経済システムと民主主義政治制度をもつ、基本的に類似国である、ないしはそれに接近しつつある国である」とみなす説）やE・F・ヴォーゲル『ジャパン・アズ・ナンバーワン』のような日本の経済社会システム礼讃論は誤りであり、そうした従来のアメリカにおける支配な対日観・対日政策は根本的に修正されるべきである。⁽⁴⁷⁾

(47) 拙稿「現代資本主義と日米経済摩擦(その一)」『筑波大経済学論集』第24号、一九九〇年、J. Fallows, More Like US, 1989, 大前正臣『日本封じ込め』(TBSブリタニカ、一九八九年) C. V. Prestwitz, Jr., op. cit., 前掲訳、G・アキタ、広瀬順浩他訳『大國日本 アメリカの脅威と挑戦』(日本評論社、一九九三年) など参照、引用省略

右のようなリビジョニストの議論は、日本も、資本・賃労働の

社会的関係を基本とし、かつ市場・価格メカニズムが基本的に貫徹・作用している資本主義国であるのは共通であるという他先進諸国との同質性を無視して片手落ちである点、アメリカの経常赤字要因をもつばら日本の市場閉鎖性に求めている点、しかもなぜ八〇年代に至って日米経済関係が異質経済国同志になり敵対化する関係になったかの事由が全く不明である点で、重大な難点をもっている。とはいえ、日米SIEI協議でのアメリカの対日批判の主張や一方的な301条行使を正当化し、日本側に脅威を与えて譲歩を引出すイデオロギーとして、同論は重大な存在意義をもっていた。G・フクシマは『修正主義』は、米議会の一部の議員、民間産業の一部、経済学者を含む学界に相当大きな影響を与え「たもの、米行政に対しては、はっきり分かるほどの影響を与えてはいない」(G・S・フクシマ、前掲訳、一六二頁)と述べているが、アメリカ政府の交渉当事者の立場と同論が有無相通じ、前者にとつての有力な援軍の役割を客観的に果し、対日交渉力に影響を及ぼしていたのは否定できない。

なお、右の「日本異質論」の対極に立ったのが、同じく八〇年代の日本に台頭し物議をかもしながら一部の有力な支持をえた石原慎太郎氏などのアメリカ批判ないし「反米志向論」である。同論は、従来の日本における支配的な対米観、対米政策の抜本的修正を主張する、まさしく対米「修正主義論」といえる。その主旨はかんたんには次のとおりである。

アメリカは、「世界で一番いい国で、私たちの最大の保護者であり、アメリカに判断をおおげば間違いない」(石原慎太郎、宣戦布告「NO」と言える日本経済」、光文社、一九九八年、五二頁)、正義の味方で頼り甲斐のある気前のいい「足長爺さん」というのは全くの「幻想」であり、それは日本占領下に作られ日本

人の中に徹底的に植え付けられた時代遅れの謬見にほかならない。

アメリカはその実、「人種偏見に基づく差別意識」が強い、「自身のエゴイズム」国であり、「野獣にも似て、国益になりそうな物を見つけては貪欲に追求し」、他国は「てん足の妾だろつが、奴隷だろつが、好きだけ使つて場合によつたら捨てる」というのが「アメリカの本音・本質」である（同、四九、六四、八七頁）。

米日関係はあたかも帝国主義時代の宗主国 植民地関係のようなもので、アメリカの政治的強権発動や、「日本を一方的に叩き潰そうとする戦略」によつて、日本は徹底的に収奪されている。たとえば日本の大蔵省は米財務省の出先機関にすぎず、アメリカの言いなりになり、「恫喝」と「汚いやり口手口」で日本はゼロ金利政策を一方的に押しつけられ、「金融奴隷として使役」されている。そのため日本国民の金利所得はほとんどゼロ近くに押下げられ、日本の資金は海外へ大量流出して国内で利用されることなく、日本は不況の嵐の中に叩き込まれ「小さくなって」いる。反対に「金を借りたヤクザ」のアメリカは国外から潤沢な資金を得て、繁栄し「豪勢に暮らし」ている（同、四七、一九、一五、二二、三三頁）。

日本は、対米追従をやめ、「言うべきことはきちんと発言」し、日本の国益を堂々と主張すべきである。さもなければ世界に冠たる技術・文化・歴史をもつ日本は、アメリカの「謀略のためにむざむざ使役され」、犠牲になって破壊させられ没落してしまうのは必定である（同、二二、三三頁）。

くり返しいつように、八〇年代後半以降アメリカの経済政策が大幅に変化し、アメリカ中心の世界経済も変化した。そこではア

メリカ経済を成立せ、アメリカ中心の世界的蓄積構造を維持するためには、非米諸国がドル安⇨自国通貨高や市場開放⇨輸入増加などのコスト負担を荷わざるをえなくなったのである。とくに世界第二位の経済大国で対米巨額黒字国である日本は、アメリカの要求とコスト負担に耐えざるをえない立場にあり、ブラザ合意以降の極端な円高高進と輸入増加、巨額な為替差損に耐え忍び、内需拡大政策路線と低金利政策を強行せざるをえなくなっている。日本の超低金利政策・日米金利差 対米資金流出によるアメリカの景気支持及びドル価値・ドル還流メカニズムの維持は、日本経済の生命線である貿易自由化体制とアメリカ中心の世界市場の確保したがって日本の蓄積軌道の維持につながっているのである。日本の低金利政策や円高、市場開放等対米協調は、たんに軟弱な日本の経済外交やアメリカの強引な政治力による「押しつけ」・外圧だけによるのではない。アメリカ資本主義と世界資本主義 日本資本主義の維持のためにこそ、日本は対米譲歩し犠牲負担する関係にあったのである。そうした八〇年代後半以降の日本経済関係の変化を一面的・イデオロギー的に反映したのがリビュニストの「日本異質論」であり、石原氏等の「反米志向論」であった。それゆえに対日・対米観みなおし「修正」論が、八〇年代という特定時点に登場してきたのであった。前者は、日本の自発的行為やいやいやながらの妥協・協調的行為を待たず期待せず、有無をいわせずに日本側に犠牲負担を一方的に押しつける性質の議論であり、後者は、日本による同コスト負担を徹底的に嫌い本質的に拒絶する意見とみることができる（拙稿、前掲、参照）。